

令和5年

第3回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和5年9月 7日

閉会 令和5年9月28日

忠岡町議会

令和5年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和5年9月7日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長		町長公室次長兼企画人権課長	
	南 智樹		明松 隆雄
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、令和5年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和5年第3回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和5年第3回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在行われておりますバスケットボールワールドカップにおいて、日本代表男子チームの成績がアジア最上位となったことで、来年のパリ五輪出場権を獲得いたしました。開催国でない自力での五輪切符は、1976年モントリオール五輪以来、実に48年ぶりということでもあります。ぜひ来年のオリンピックでも活躍され、国民に勇気と感動を与えていただきたいと思います。

また、本町においては、先月13日に開催されました墓店や忠岡町民盆踊り大会では、大きな事故もなく、4年ぶりの開催ということで、例年になく多くの方々が訪れ、大いに盛り上がりました。私もようやくコロナ禍から脱出したものだと実感したところでもあります。

また、11月12日の日曜日に開催予定であります忠岡町商工カーニバルにおいて、本町も飲食ブースの出店を募り、グルメイベントを開催する予定としております。今年は町民グラウンドが改修工事のため使用できないことから、場所は新浜緑地となりますが、商工会では町内においてバスの循環も予定しているそうでもありますので、住民の皆様方にはぜひご家族そろってご来場いただき、楽しんでいただければと思います。

本定例会には、忠岡町教育委員会委員の任命議案や一般会計補正予算など議案を上程させていただきます。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、6番・是枝綾子議員、7番・松井匡仁議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より9月28日までの22日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、9月28日までの22日間と決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬 成利議員）

おはようございます。例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和5年6月29日、7月25日及び8月29日に行いました内容で、帳簿等は、同年5月31日、6月30日及び7月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員、河瀬成利。

議長（北村 孝議員）

これで、諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひいたします。無所属の会、三宅です。通告の内容に従ひまして、質問させていただきます。

南海電鉄の踏切問題について、まず質問させていただきます。

昨今の報道で、2031年になにわ筋線の開通に伴ひ、阪急電鉄の関空への急行乗り入れが発表されました。皆様ご存じのとおり、忠岡町の3か所の踏切はいずれも高架化されておらず、仮にこれで本数が増便となることになれば、今以上の遮断時間増加ということになり、それは住民生活にとって多大な影響を与えることにもなってきます。それを踏まえまして質問させていただきます。

1つ目、これまでの答弁で南海電鉄との協議の場、委員会等でいろいろお答えいただきましたが、増便の予想や遮断時間などに関して、協議の場で興味を持っていたというような話もありましたし、増便の予想や遮断時間などに関しまして、住民生活に今以上の影響が出ないよう問題提起していくなどの回答をこれまでされてきました。これまでの内容を踏まえまして、2031年、なにわ筋線開通に向け、本数増加の可能性についてどのような内容でやり取りされてこられましたか、お答えください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

お答えいたします。

南海電鉄とは踏切閉塞時間などについて、過去、情報交換をした経過もございますが、2031年予定のなにわ筋線開業に伴う南海本線の列車設定本数などにつきましては、現在のところ協議などはございません。

今後、踏切の閉塞時間が増えるのか、また変化しないのかを初め、沿線自治体とも連携しながら情報収集に努めるとともに、住民生活に大きな影響が予想される場合には、関係自治体と連携するなど含め、その時々最も適切な方法で対応してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

1点、そのことにつきまして確認なんですけど、今回、プレス発表されましたと。その沿線の自治体に関しては、こういうことをプレス発表しますよとプレスに発表する前に、事前に自治体に対して連絡やアナウンスって、なかったでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

8月に南海電鉄と阪急線の乗り入れという話で記事に出てございまして、それに関しまして特に忠岡町、あるいは周辺の自治体に何かあったかということは確認してございません。

8番（三宅 良矢議員）

分かりました。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

そういうような形で今回の発表があったということで、1つの確認とさせていただきます。

そのようなものが進んでしまうと、どうしても忠岡町としても何か対策をとということになると思いますけど、抜本的な対策は、例えばアンダーパスの設置なり、自転車も利用できるような地下道の設置なり、北1丁目から東3丁目の間にある単車と自転車のみが通行できるところもありますよね。ああいうところを整備するなりとか、迂回機能の向上というのは必須やと思います。そういうことを検討されていくべきやと思いますけど、いかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田産業まちづくり部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お示しの迂回機能の向上の件でございますけれども、財政面、防災面等のハードルはかなり高いというふうに考えておりますが、本町のまちづくり全体を考える中で、どのような方策が可能なのかを考慮した上で、まずは総合計画などに位置づけられるかを研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ちょっと聞きたいのが、その計画ですね。見直し時期がいつなのかと、それに対して意見できる影響の時期はいつなのかをちょっとお答えください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

はい。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

総合計画でございますが、これは10年計画でございます。2031年まででございます。この総合計画、改正ございまして、基本的には10年間の長期計画という形でつくらせていただいております。途中で必要に応じて見直しというところはございますが、基本的な大きな柱の部分は、現行の基本構想、基本計画にのっとりた形、特に現状のところは変更ないのかなと考えてございます。

ただ、毎年の実施計画、毎年各課に照会をかけてございます。こういう場でまた議論されることがあるのかなと考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

7年先の話なんで、和泉府中のあの開かずの踏切は20年近くかかってたんで、少なくとも仮に増えたとすれば間違いなく影響は多大になりますので、その辺を踏まえて、次の中間見直しとか、もし毎年の実施計画でも、そこは重点的に入れていただきたいというのが望むところであります。

続きまして、小・中学校体育館空調設備について質問させていただきます。前回、令和5年6月議会で、議会の一般質問におきまして、文部科学省の補助金を活用し、公立学校施設空調設備整備計画を進めていくと回答いただきまして、ありがとうございました。それにつきまして、お子さんをお持ちの家庭だけではなくて、一般の住民の方からも、とてもお褒めの言葉も頂きました。ただ、これがどのような過程で進んでいくのかと聞かれると、まだ確実なことは言えないということで、今回ちょっと確認のために、この計画はどのような工程で計画されているのか、お答えいただきたいと思っております。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

体育館空調設置につきましては、今、議員お示しの補助金かさ上げの期限が令和7年度までということになっておりますので、それまでに設置に向け、基本設計、工事設計、断熱工事、空調設置工事と順次進めていく予定をしております。利用可能な補助金等財源につきましても、より効果的なものを活用できるよう財政部局と協議しながら調査・研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

令和6年度当初予算で工事設計計画業務委託をしていただけるとのことなんで、7年度末までには全部終えて出さなあかん補助金やと思いますので、令和6年の年末ぐらいまでには大体終わるかなぐらいの感じで見えればよろしいでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今申し上げたとおり、補助金のかさ上げが令和7年度になりますので、令和7年度中には完成に向けてという形で考えております。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その中で、よく空調を入れたところでの災害時の問題で、停電で一切使えなかったということも、幾つかそういう報告例があると思うんですが、そういうことを想定した部分でのリスク分散についてどのようにお考えなのか、お答えください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの停電時のリスク分散でございますが、空調の稼働方法には電気式とガス式

の2種類がございまして、どちらの方式を取ったとしましても電源は必要となつてまいります。災害時のライフラインの復旧にかかる期間であったり、各施設の機器設置スペース、ランニングコストなどを踏まえて、今後関係部局も交え、専門家のご意見も頂きながら、本町に最適な方法を検討してまいりたいと考えております。

なお、現状におきまして、万が一停電等が起こった場合には、既に各体育館に設置しております避難所用冷風機の使用をですね、発電機を活用して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ちょっと今のお答えで気になったのが、その冷風機、発電機ですね。どれぐらいの時間、しのげていけるものなんでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

あくまでも冷風機でございまして、広い体育館で使用する場合は、どうしても局地的といいますか、そういった形にはなつてこようかなというふうに思います。ただ、発電機でございまして、燃料の補給さえあれば、一定期間は発電できるのかなというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

そのリスクをどう考えるかというのは、やっぱり今で言うと、どれぐらいは使えるようにしますとかじゃなくて、今のようにふわっと答えられると、具体的にじゃあ起こったときに、想定外のことが起こった、想定してたけど、それを想定内でも起こってしまったということになりかねないんで、要は時間とか、きっちりとそういうようなものを目安に、そういう対策は進めていただきたいと。これはまた僕らも伝えていかなあかんことやと思つてますので、またよろしくお願いいたします。

続きまして、忠岡町の職員の酒気帯び運転における処分の対応について、また質問させていただきます。

忠岡町職員が職場の有志の飲み会の後に、車で仮眠した上で帰宅する途中で物損事故を

起こし、その際の飲酒検査で酒気帯びが確認される事案がございました。呼気に含まれるアルコール濃度が基準値以下やったので、酒気帯びであるが、要は罰はされなかったということで、ただ、忠岡町としてはその方を停職4か月という判断を下したということがありました。そのことについてちょっと質問させていただきます。

忠岡町として、今回、酒気帯び運転の検挙レベルでは免職は厳し過ぎると判例が出ていると。だから停職4か月だったと。しかし、飲酒をしてはいけないよと強く呼びかける行政側としては、懲戒免職の取消し訴訟ですね。要は身分を回復させるための訴訟を起こされることを覚悟してでも、もっと厳しい処分をするべきであったんじゃないかなと思うんですけど、なぜされなかったかを含めてお答えください。

消防長（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防長（森下 孝之消防長）

このたび、消防職員が飲酒による事故を起こしまして、誠に申し訳ございませんでした。所属職員には、交通法令の遵守、綱紀粛正の遵守を周知徹底し、住民皆様の信頼回復に努めてまいります。

ご質問の厳しい処分にすべきでございますが、職員が飲酒運転による事故を起こした後、本人及び飲み会に参加していた職員に聞き取りを行い、事故後の飲酒検査で酒気帯び運転の基準値である呼気中のアルコール濃度が基準値未満であったこと。人事院の懲戒処分の指針及び他市における懲戒処分の事例を参考にし、処分、量刑を決めることも含め弁護士に相談し、その内容を忠岡町職員分限懲戒審査会に諮問し、慎重に審議をしていただき、答申を頂きました。審査会での答申を確認し、任命権者である私は、今回の処分について厳正に判断し、厳しい処分をしたものでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

僕は、持論なんですけど、持論というか、ほんまやったら一旦懲戒免職してもらって、向こうが裁判起こすか起こさへんかは向こうの判断やと思うんですけど、裁判起こしてもらって、身分を戻せという処分の取消し訴訟を起こされる覚悟でも忠岡町は向かうべきやったんじゃないかなと思うんです。

何でかという、やっぱりそれって、いや、4か月って甘くないっていうふうに思われるんですね。懲戒免職しましたといたら、まず新聞でそれだけ載るじゃないですか。そ

の後、判例に従って和解して復職しても、そこはなかなか載らないじゃないですか。忠岡町が示した態度としては懲戒免職なんだ、酒気帯びでもということが、多分住民の方にとって忠岡町として発信できる強い飲酒に対する姿勢やと思うんですけど、それぐらい僕は覚悟で、そしたら身分を回復させてくれという人は、最終的には弁護士も雇わなあかんし、その裁判も起こさなあかんしで、その人もまた何十万も払わなあかんという、それはそれでもっと痛い思いもするわけじゃないですか。それぐらいのことをしてでも飲むんかというね。

正直、代行屋だって、今もう人数少ないんですよ。夜中に待ってても全然来なかったりするんで、その辺もあって、これが今回だけで終わるとは僕ちょっと思えてないので、それに従って、ちょっと次の2の質問にもなるんですけど、大阪市さんとかはより厳しい飲酒基準を設けてると聞きますが、結構僕も見たらえらい分厚い資料やったんで、全てを読み込み切れてはないんですけど、そういった基準を忠岡町でもしっかり持っていくべきであると思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大阪市の処分基準を見ますと、人事院の懲戒処分の指針に基づき策定しており、同乗者については人事院の基準よりも厳しめに策定しております。

本町におきましては、人事院の懲戒処分基準を参考に、他市事例や本人の職責、過去の処分歴、周囲の職員や社会に与える影響等を総合的に考慮して判断し、処分を決定しておりましたが、現在、本町独自の基準策定を進めているところでございます。

飲酒運転につきましては、人の命を奪う重大事故につながりますので、本町といたしましては厳罰に処分するという旨を職員にも周知したところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その辺の内容に関しましては、また期待するところでもあるんですけど、この3つ目の質問にもなるんですけど、この質問の趣旨は、町が自分たちの町としての姿勢を守るというためちょっと質問なんですけど、前日に飲酒して、代行が遅いから1時、2時まで飲んどこうやと。代行が来て帰りました。朝7時に出勤します。残ってることって多々あるんですよ。まあまあ車両通勤する職員さんで、そういった方も中にはおるかもしれないん

で、できたらアルコールチェッカーの貸与を基本して、自主検査で確認はちゃんとしときなさいと。それで、仮に事故を起こされたとしても、いや、ここまでしてましたで、忠岡町はという姿勢を見せれると思うんですが、そういった形で取組を進めていけないかということで質問させていただきますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご質問のアルコールチェッカーの職員への貸与でございますが、車通勤者が前日に飲酒した場合のアルコール残存については、本人の責任において確認すべきものであると思っております。そのためのアルコールチェッカー購入を公費で執行することは考えていないところでございます。

なお、職員には公用車の運転前には、第三者がアルコールチェッカーで計測してから運転をさせております。

近年、子どもたちが飲酒運転の車にはねられ死亡するという痛ましい事故が多く報道されております。社会の模範となるべき公務員としての自覚を持ち、このようなことを絶対に起こさないよう、事件後、職員には周知したところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今の話でちょっと言っときたいのが、通勤中のことに関しては本人の責任なのかというのと、全部がそうではないと。例えば、通勤中で事故った場合って、労災が効くわけじゃないですか、一般の会社員としたら。その通勤ということ把握してる間における時間ややり取りに関しても、一切じゃあ何かそこであったときに免れるのかというたら、僕は違うし、その辺は多分何らかの判例で厳しい、厳しいじゃないですけど、その辺はあると思うんで、この辺に関してはまた改めてお伝えさせていただきたいなと思っております。

あと、2点ほどちょっとお願いしたいのがありまして、できたら研修で、交通事故被害者の会とかあるじゃないですか。僕も1回受けさせてもらったんですが、すごい、その時まだ上の子が生まれて1歳ぐらいのときやったんで、その話を聞いて、ほんまにつらかったのを覚えてますし、あと関連機関への確認ですよ。補助金、委託を出してるやつとか、忠岡町が委託を出してる、補助金を出してるとか、そういったところでもそういうことができるだけないように、町役場だけじゃなく町全体として呼びかけていただきたいな

という、この2点あるんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

当然、飲酒運転につきましては絶対に起こしてはいけないということでございますので、本町の職員に対しても機会があれば研修等していきたいと思っております。町の関係機関につきましてもそういった呼びかけですね、ある機会を通して、飲酒運転をしないように広報していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

あと、研修。

町長公室（立花 武彦公室長）

研修につきましては、本町職員につきましては研修のほうも考えていきたいというふうに思います。よろしく願いします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ちょっとずつ着実に進めていただければと思いますので、よろしく願いします。

続きまして、令和5年度万博国際交流プログラム、国が出したモデル事業の実施公募がありましたね。それになぜ応募されてなかったのかという件につきまして、質問させていただきます。

忠岡町ではノーザン・ビーチズ市に中学生を2年に1回、あとホームステイなどで派遣したりとか、あと泉州マラソン時に招待するなどの国際交流がずっと続いてきましたし、こういうことがあって、全額国費なんで、オーストラリアも大阪・関西万博に参加する国やし、何かしはるんかなと思ってたら、しなかったと。で、1つ目と2つ目の質問は一緒になってくるんですけど、なぜしなかったんでしょうかということと、忠岡町としてどの部署がこの大阪・関西万博に対するメインの部署になって、参加機会をうかがっていく考えをお持ちなのか、お答えください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

大阪・関西万博に多くの国が参加することを契機に、全国各地域において地域住民と万博参加国の関係者が先進的なプログラムを実施する地方公共団体の事業を通じて、継続的に国際交流していく枠組みを設定しようということを目的に、内閣府が募集している事業と認識しております。

本町におきましては、忠岡町国際交流協会が実施主体として事業を展開しているところですが、交流事業である青少年海外派遣やK I Xマラソン事業などについて、開催実施や内容がその時点で未定であったことから、申込みはいたしておりません。

なお、令和4年度、全国で2件が採択され、今回、令和5年度は15件が内閣府で採択される予定です。大阪府内では、令和5年度、本年度は、66市区町村から6自治体の申請があったと聞いているところでございます。

また、2点目の取りまとめの部局がどこなのかという点でございしますが、取りまとめいたしましては企画人権課が担当しているところでございます。参加につきましては、関係各課の実施計画や協力等も頂く中、機運醸成を図るための啓発やプレ事業への参加、また開催期間中の事業参加などを予定しているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今の回答でちょっと3点ほどお聞きしたい、質問したいことがあります。

1点目です。窓口としては、忠岡町国際交流協会なので、協会が動かないとこういうことに関しては動けない、町としてはしないということなのかが、1点目です。

2点目です。K I Xの話も出ました。K I X絡みで出せなかったみたいなニュアンスやったんですけど、それは、要はこういうのやったらK I Xレベルでするしかないよと。自治体規模は、忠岡町は小さいんやから難しいんだよ、できなかつたんだよということなのか、これが2点目の質問です。

3点目です。同じように今後何かそういう機会があったとして、でも、例えば町内の交流協会さんとかほかの団体さんが、いやいや、うち、ちょっとそんな人も時間もないんでできませんでということになった場合、例えばそういうプレ企画とか啓発とか、そういう要は出ていってやるような事業参加ですね、それは役場単体だけでもやる予定なのか、覚悟はあるのか、お答えいただけますでしょうか。3点お願いします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

国際交流協会でございますが、町の国際交流を担っていただく団体として、住民の国際感覚の涵養を目指して活動しているというところでございます。で、そういう中で、実施についてでございますが、その内容自体、いわゆる交流事業自体が、コロナの後、実質不透明で内容が未定であったことが1点。

それと2点目、K I Xとも関係いたしますが、K I Xにつきましてはマラソン事業を対象にしてございまして、泉州9市4町が連携して泉州国際市民マラソンに参加して、そこに海外の友好都市を招いたという中での交流でございまして、この時点、K I X泉州国際市民マラソンの開催が不透明な状態で行われていたもので、当然本町も含め、国際交流協会、関係もしてございますが、泉州9市4町ともこちらに関しましては申請してございませんでしたので、ご理解をお願いいたします。

また、今後、万博の関係でございますが、当然忠岡町が実施主体ということで様々なところに申込みさせていただきますが、例えばその参加に関しまして、忠岡町商工会ですとか、もちろん各種団体ですとか、連携を密にしまして共同で参加していくことは当然ございますので、その団体と連携して町が申込み主体というような形で実施していくことになろうかと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

単独でというのはないということですか。僕は単独でどうですかって、もし仮になったとして。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

忠岡町が単独というところは、当然自治体が実施主体になりますので、それは当然参加することはできるということで認識しております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今、ちょっと万博がいろいろなことを言われてるんで、どうなっていくか、僕も分からない状況ですが、そういったことを踏まえて、町としてどうされていくスタンスというのをまず学ばなあかんかなと思ひまして。ちょっとすみません、時間がなくなってきたるんで。

続きまして、金融商品取引法に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」（開示府令）の公布・施行について質問させていただきます。

令和5年1月31日に、金融商品取引法に関する企業内容等の開示に関する内閣府令が公布・施行されました。この改正開示府令によりまして、全ての上場企業は公衆縦覧に供すべき有価証券報告書におきまして、人的資本、多様性に関する開示が義務づけられました。簡単に言うたら、忠岡町もこれに従って、要は手本を行政は見せる立場やろうと。だから、それをやっていって、同じような形でやりませんかということなんですが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議員お示しの金融商品取引法に関する企業内容等の開示に関する内閣府令により、全ての上場企業は公衆縦覧に供すべき有価証券報告書において、人的資本、多様性に関する開示が義務づけられ、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差等の情報開示が義務づけられたこととなりました。

本町のような地方公共団体におきましても、女性の職業生活における活躍に関する法律の規定に基づき、採用した職員のうち女性の割合、管理的地位に占める女性職員の割合、職員に占める女性職員の割合等の同様な内容の実績値や目標値を設定しているところでございます。また、今後ホームページにおいて公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

1点お願いしたいんですが、そういう実績値、目標値の発表は、縦割りで各担当が何か別々で出すんじゃなくて、やっぱりまとめて一括で見やすく出していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

どのような公表になるかわかりませんが、ちょっと検討させていただきます。

8番（三宅 良矢議員）

分かりました。縦割りで見ろといっても、僕らでさえもそんな一々そこを毎日チェックしてるわけ、全部チェックしてるわけじゃないので、そういった形で見やすい部分をよろしくお願いします。

続きまして、給食での遺伝子組換え食品に関する表示ルールを受けた情報開示につきまして、質問させていただきます。

令和5年4月1日施行の改正食品表示基準により、大豆・トウモロコシ、これらを原料とする加工食品について、任意表示としまして2つの分類に分かれました。分別生産流通管理をして、意図しない混入を5%以下に抑えているもの。要は、まあまあよう分からんけど、これだけ入ってるかもしれない、5%以下入ってるかもしれないというのが、「適切に分別生産流通管理された」という表示になります。で、分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないとしっかりと認められているものだけが、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」の表示が可能という、ちょっとルールが分かりやすいのか分かりにくいのか、僕もよう分からんような形に改正されています。

ということで、消費者としては、どういうふうに見ていったらいいのかというのがやっぱりあると思うんですが、ただ、受け手としたら、やっぱりこの表示とかは、この表示で安心する方も多いと思うんです。だから、こども園とか小・中学校の給食メニュー表とか、僕は子どものものを見てるんですけど、やっぱりこういうことっていうのは見受けられへんで、何らかの形で町民にこんなのを含めて、このあるなしですよ、というようなこの表示はどうかかというのをちょっと載っけていただけないかなということで、お答えいただけますか。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町立のこども園、小・中学校の学校給食で使用しております原材料や、豆腐、油揚げ等の加工食品、しょうゆ、みそ等の調味料、さらに揚げ物用のサラダ油等全ての食材につきましては、遺伝子組換えと表示のある食品は一切使用していません。

なお、最新の検査手法でも、遺伝子組換え食品のDNAが検出できない食品は表示義務がなく、中には不分別と表示されているものもあります。マヨネーズやドレッシング等の

加工品がこれらに当たります。これらの食品につきまして、遺伝子組換え食品の使用の可能性を100%排除することはできませんが、豊かな学校給食を提供する上で欠かすことのできないものでございますので、他市町村と同様に本町においても提供しているところでございます。

以上のことから、議員お示しの給食メニュー等に遺伝子組換え食品の使用の有無を記載することについては、本町におきましては基本的に遺伝子組換え食品そのものを使用しておりませんので、考えておりません。

なお、堺市を含む近隣市においても、学校給食で使用する食材の基本的な考え方は本町と同様で、記載内容についても同様であります。併せて、今後も記載内容を変更する予定はないとお聞きしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

規定の時間がまいっておりますので、答弁をもって三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

大阪維新の会・呈祥会の今奈良幸子です。議長のお許しを頂きましたので、一般質問の通告書に従い、質問させていただきます。

「三つ子の魂百まで」ということわざがあるように、3歳までに脳の土台が出来上がると言われているため、乳幼児の子どもたちの環境が大切である。まず、子育てについての①についてお聞きします。

私たちが生活の中で一番求めることは安心感ではないでしょうか。信頼と安心は密接に関連しています。乳幼児期の心の発達には愛着の形成が書かせません。この愛着形成が子どもの基本的な信頼感を育て、人間関係や心の発達に大きな影響を与え、その後の子どもの社会性の発達に重要な役割を持つと言われていています。

愛着とは、子どもが特定の人と結ぶ深い絆のことを指します。親や保育士が継続的、受容的、安定的優しさを持って子どもと関わること、好意を持っている人とのくっつき、社会的皮膚接触のスキンシップや微笑み、言葉かけなどの視覚や聴覚などの感覚器官を通して、優しさの体験を積み重ね、信頼の基礎につながっていきます。信頼を構築し、安心を持っている子は、意欲的で協調性があり、ありのままの自分でいいという気持ちが芽生

え、自立に向かっていきます。親として子どもを安心して育てられる環境、そして子どもが安心して成長できる環境を整えることは、本町の未来を豊かにするためにも不可欠です。

女性は出産を経ることで親となり、その役割を果たすことが期待されています。しかし、実際には子育ての経験がなく、子ども一人一人違った成長過程を歩むため、悩む方がほとんどです。

子どもの世話や保育に従事する方々は、資格を取得するための勉強や試験を経る必要があります。特に0から2歳児を保育する者は保育士という国家資格が必要です。保育士保育指針の中で、保育士は倫理観の植えつけられた専門的知識、技術及び判断をもって子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う者であり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならないと挙げられています。資格を取得するためには、これらの専門的知識や技術を学び、実際の保育現場の実習を経て、国家資格に合格する必要があります。

しかし、本町に住む子どもを持つ親たちには、このような実践的な学びの場やサポート体制はどれほど整っているのでしょうか。忠岡町では世帯分離が多く、祖父母と同居し、核家族ではないけれども、祖父母が働いていることも多く、核家族化と同じように頼れない現状があります。新しい支援や取組が求められると感じます。子育てしやすいまち、子どもを安心して育てられるまちを目指し、全ての親子が明るい未来を迎えられるような取組を継続的に行うことで、移住者の増加にもつながっていくと思われまます。

まずは、本町の子育て世帯の現状や特徴、そして忠岡町独自の子育て施策を教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子育て世帯を取り巻く現状といたしまして、子育て家庭の親世代は主に20代から50代であり、経済活動を含む社会の多様な活動の中心的存在と言え、その多くは家庭生活に関するサービス等を自発的に活用し、子育てを行っています。

本町の子育て世帯の親の状況や特徴は、乳幼児健診時の問診やアンケートでの回答では、父親が積極的に育児に参加されている割合が多く、母親の子育てについての気持ちや体調については、楽しい、良好との回答が多い状況であります。悩んでいるときに相談に乗ってくれる人や機関についても、「あり」との回答が多い状況です。

各種健診等でアンケート調査を行い、気持ちや体調が良くない方、相談に乗ってくれる人がいない方や、何か心配事がある方等の発見に努め、そのような方には保健師等による

相談対応やフォローを行っております。

本町ならではの子育ての施策につきましては、全国的にまだ実施をしている割合の低いペアレントプログラムです。子育ての難しさを感じる保護者の方がお子さんの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたプログラムとなっております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

忠岡町の子育て世帯の現状は、子育ては楽しい、良好であり、相談する場所があるとのことでした。1つ疑問に感じたのは、子育てとは何歳までを考えているのでしょうか。育児とは乳幼児0から6歳を育てること、子育ては子を育てることであり、調べていくと、子とはまだ一人前になっていない人間、両親の間に生まれた人、また縁組によりその間に生まれた者と同じように養われている人となっています。子育てにおいて子どもの年齢が上がっていくにつれて、親同士の関わりも減り、相談する機会が少なくなっていると感じます。

本町のホームページにアクセスすると、育児（小・中学生）というページはありますが、学校関連の情報ばかりであり、高校生、大学生といった義務教育後の情報が出てきませんでした。義務教育後の子どもたちの支援を考えなければならないと思っています。

ペアレントプログラムというものを実施されていることは知っておりました。子育ての難しさを感じる保護者への施策ですが、子育てを難しいと感じる保護者をどのような仕組みで見出し、受講するまでの流れを教えてください。また、ペアレントプログラムは、隔週で6回を1クールとし、3か月間のプログラムを標準とするとのことであるが、こちらにも働いている親が近年増えている中で参加率はどうなのか、参加された方の満足度はどうなのか、ペアレントトレーニングもあるが、そこまで広げていくお考えはあるのか、教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

受講への案内ですが、乳幼児健診時の問診やアンケートでの回答、保健指導の結果に基づき、また心理相談等を行った結果に基づき、個別にお声をかけさせていただいております。また、参加状況が少ないようであれば、こども園の掲示板へ掲載をしております。

参加率は、参加者は未就労の方が多く、全6回のプログラムで、月1回または2回の実施となっており、事前に実施日時が確定していますので、病気等での欠席以外はない状況です。

満足度ですが、参加者へのアンケートの中で、子どもへの関わり方を知ることができた、少しは心にゆとりを持てるようになったなど参加してよかったとの回答を得ております。

ペアレントトレーニングにも広げていくかですが、本町で実施しているものは参加していただきやすいようにペアレントプログラムとしておりますが、内容はペアレントトレーニングを兼ね備えた内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。対象は4歳児、5歳児の親であり、未就労の方が多いということなので、就労されていても学べる体制を整えていくことで多くの方が参加できると思います。時代のニーズに合ったやり方を構築していただきますようよろしくお願いいたします。

両親も子育てが初めてであり、分からないことだらけの中、子育てをしていることを念頭に置いて、誰もが安心して相談でき、親子で子育ての方法を学ぶことができる仕組みづくりをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子育ての負担感、戸惑い、苦労などを感じている世帯が気軽に相談できる場といたしましては、母子保健担当のほうでは子育て支援事業時において個別の相談をお受けしており、児童福祉担当のほうでは児童相談業務を随時お受けしております。また、乳幼児健診時においても、保健師、助産師、管理栄養士が個別の相談をお受けしております。加えて、助産師等が生後4か月までに子どもを出生した世帯の全戸訪問を行い、発育や保育の相談をお受けしております。その際、支援を要すると判断された世帯には、状況の把握と支援に努めています。

また、昨年より支援が手薄な0歳から2歳に焦点を当てて、妊娠時から出産、子育てまで切れ目のない一貫した伴走型相談支援を行っており、妊娠、出産時の関連用品の購入費

助成や、産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用者負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を実施しております。その際、子育てに悩んでいるとか相談する相手が身近にいないなど保健師等が確認すれば、積極的に支援することにしており、家庭のお困り感を見逃さず、個々のニーズに応じた支援に確実に結びつけていきたいと考えています。

2 番（今奈良幸子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

多くの子育て施策をしていただき、ありがとうございます。私の要望としては、子どもと一緒に1日をどのように過ごしたらいいのかわからない母親もいてるという現実を目の当たりにしているため、実践的な学びができる場の提供を考えております。町立の子育て支援センターが10月にオープンしますので、そのような場をつくっていただけたらと期待しております。よろしく願いいたします。

続いて、②の質問に参ります。①で述べたとおり、愛着関係の形成において両親や保育者からの愛情を深く感じながらの経験は、子どもの社会性の発達において重要な役割を果たすということをご理解いただけたと存じます。私が期待するのは、子どもに関わる決定や行動が行われる際に、子どもの権利条約の4つの原則の1つである「その子どもにとって最良のものは何か」を最優先に考慮し、行動する社会の実現です。

日本産婦人科医会の資料にも、親と子の健全な関係性が子育ての基礎になり、子どもの脳の発達には、大人である両親または養育者が愛情を持って子どもを大事に育てることと、それに対して子どもが反応するサーブとリターンの関係の相互作用で出来上がっていく。赤ちゃんの幸せな人生の第一歩は、母と子のサーブ・アンド・リターンから始まると述べられています。子どもは愛情を持って自分のことを考え、接してほしいと願い、成長の過程で間違いや誤ったときも愛情を持って教え、導かれ、見守り、育まれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。また、子どもを育てる親たちも安心して余裕を持って子育てを進めることが大切であり、できる限り子育てに専念できる環境づくりが必要だと思っております。「三つ子の魂百まで」とのことわざがあるように、3歳までは母親が。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員、すみません、質問が戻ってるように思いますが、端的に在宅育児手当を行っている市町村があるのか、本町に行くつもりはあるのか、この点に絞っていただかないと前後しますので。

2 番（今奈良幸子議員）

この続きがこれにつながるようになってるんです。文章の中でここにつながるように、すみません、なってます。ここにすぐ、今行きます。すみません。

3歳までは母親が子育て中心に過ごせることが理想であるため、在宅育児手当の提供を検討していくお考えはありませんでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

在宅育児手当につきましては、議員仰せのとおり、全国的に見れば、支給自治体はございます。厳しい財政状況から見ると、長期にわたる財源の確保が大きな課題であると思っております。今後も近隣市町の状況を注視してまいりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

現在、子どもを育てることよりも仕事優先になっている家庭もあるのではないのでしょうか。出産後、ホルモンバランスの変化により社会からの孤立を感じ、孤独を感じるようになり、社会への憧れから仕事をする流れとなっています。また、専業主婦は何もしていないと思われるような気持ちを抱えがちです。そんな雰囲気を変え、子育てはとても大事なことであり、時間をかけてたっぷりお子さんに愛情を注ぐことが必要だということを示して行ってほしいと思いますので、財源の抽出に注力していただき、前向きな検討をよろしくお願いたします。

子育てについての最後の質問、③に参ります。これまでの話から、子どもの将来の社会の発達に影響を及ぼす愛着形成の時期に特に関わる保育士の方々の心身が健康な状態であることも不可欠であり、働きやすい環境の整備が必要であると感じます。保育士の方々は、自身が妊娠、出産を経験することも多く、退職や休職を検討するタイミングになっています。その園の環境や子どもたちを理解し始めた頃に、結婚や妊娠、出産という人生の大きなイベントが重なり、退職という選択が前に出てきてしまうと、園側も再び人材育成のスタート地点に戻されることになり大変であるからこそ、結婚、出産を経てもここで働きたいと思える環境の提供が急務だと感じます。子どもを取り巻く人的環境としてお仕事をされている方々の待遇改善に取り組まれる予定はあるのか、教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

子育ての一翼を担っている本町のこども園職員の処遇改善をということでございますが、本町の各施策の中においても子育て施策は重点項目として挙げております。職員の頑張りがなければこども園の運営は成り立たないところでありますが、他の施策に従事する職員も同様に住民福祉の向上のため一生懸命働いている点や、公務員の給与制度上からも給与の面で差別化を図ることは難しいものと考えております。

働く環境づくりにおいては、昨年、担当課長がこども園の職員全員と面談し、職場環境の把握に努めたところでございます。今後も待遇面等、他市の事例を研究し、より子育てのしやすいまちとなるよう、また職員の働きやすい職場づくりに努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。公務員の給料制度上、難しいとのことですが、国家資格を取得し、時間とお金をかけて学ばれているにもかかわらず差別化がないのに少し疑問を感じたことと、私も保育現場の経験から時代の変化に伴い大変さを感じたことから、待遇改善があってもよいのかと思い、質問いたしました。

明石市では、民間の保育士に以下のような取組が行われています。新しく明石市で働く保育士には最大30万円の一時金直接支給、勤務7年目の保育士には最大160万円の定着支援金を直接支給。保育士の家賃や給与の直接補助、保育士の子どもに対する保育所への優先入所権を付与、また大阪市では未就学児を持つ保育士が勤務中に預かり保育を利用した場合、その利用の一部を貸与する制度などが設けられています。

本町では、子どもを取り巻く人的環境として民間施設でお仕事をされている方々の待遇改善に取り組まれる予定はありますか、教えてください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町におきましては、先ほどもご指摘ございましたが、保護者が町内の保育施設で就労されている場合、保育施設への入所判定基準に加点をすることで一定の配慮はさせていただいております。

また、ご指摘の民間園の保育士でございますが、国がこの間実施しております処遇改善加算というものがございまして、そちらは国の基準どおりに本町においては採用しておりますので、民間園にお勤めの保育士に関しましては、一定の改善はなされているものというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

一定改善されているということですが、人の数はそこまで多い体制ではないと思います。とにかく職員さんとの面談を行い、コミュニケーションをしっかりとっていただき、必要に応じた対応で働きやすい環境づくりに努めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

続いて、環境保全についての質問に参ります。忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例が2000年に施行されています。町内の環境美化の促進と美観の保護を図り、もって住民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的として挙げられているが、ポイ捨ての現状においてどのように捉えているのか、教えてください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例に関してのご質問にお答えさせていただきます。

当該条例では、ポイ捨て等を防止することに関し、町住民等及び事業者の責務、禁止行為、命令及び勧告等必要な事項について定められております。ポイ捨て等とは、空き缶、空き瓶、そのほかの容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、その他の廃棄物をみだりに捨て、または放置することとされております。このポイ捨て等に関する苦情や問合せについては、過去数年にわたって特筆した実例の記録がなく、今年度に入ってから目立った苦情や問合せは頂いていないのが現状でございます。

以上です。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。具体的なポイ捨ての現状としては、苦情や問合せもない実情ということが分かりました。条例の中では、第4条にて、ポイ捨て等によるごみ等の散乱を防止するため、家庭外で生じさせたごみ等を持ち帰り、または回収容器等に収納することにより、自らの責任において適正に処理するよう努めるとともに、町の施策に協力しなければならないと明記されていますが、実際に町内を観察すると、まだごみが散乱している場所が見受けられます。このような現状の中、現在どのような対応をしているのか、お示しください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城住民部次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

現状の対応としましては、清掃ボランティア登録制度による町内清掃実施者に対するごみ袋の支給及びごみ処理といった支援、希望者に対する動物ふん尿や不法投棄の禁止啓発看板の貸出し、不法投棄防止の夜間パトロール、ホームページや広報紙による啓発等の施策を行っております。町内の環境美化について一定の効果を上げているものと考えております。

以上でございます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

町内環境の美化について一定の効果があるとのことのお答えでした。場所や時期によって変化があり、昔に比べたらきれいになっているのかもしれませんが、ごみが落ちている現状はあります。また、地域の美化運動の参加においても、子ども会の親子と自治会の役をされている方や先輩世代の方々だけになってきております。そこで、地域をもっと巻き込んで、自分たちのまちは自分たちの力できれいにする、何とかする意識の向上につなげるために、楽しくごみ拾いができる仕組みをつくる必要があると考え、具体的な対策として、一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアチブが提唱するスポごみを、忠岡町のできる形で導入してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

この活動は、ごみ拾いをスポーツとして捉え、地域住民の参加を促すことで、環境美化と健康の両方を推進するものです。実際に多くの自治体や団体が参加しており、新たな取組としての可能性が高いと感じています。スポごみ大会を町内でも一度開催して、その効

果や反響を確かめることを提案します。いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

ご提案していただきましたような啓発イベントの実施については、今後、他の自治体での実施状況や実績を参考にしながら、本町での実現可能性について研究してまいります。

以上でございます。

2番（今奈良幸子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。本町独自での取組が難しいことなので、外部を活用し、しっかり連携をしながら、やれることを探していただけたらと思います。

次の定住促進についての質問に参ります。忠岡町は、人口減少、少子・高齢化に加え、若者層の他市への転出やベッドタウン化が進み、地域社会の担い手が不足しているように感じます。この現状について、本町の見解はいかがでしょうか。また、シティプロモーションの一環として、町が移住・定住促進に向けてどのような取組を考えているのか、教えてください。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まずは、現状でございますが、地域を支えていただく担い手につきましては、各種団体やボランティア団体の活動を支えておられる方々が少ないという現状ではなく、支えていただいている方の高齢化が進む中、次代に地域コミュニティなどを引き継ぐ若い世代の担い手が少なくなっている点にあると分析しております。

これにつきましては、出生率の減等の自然減とともに、社会要因として本町におきましては町域内に高校、大学、専門学校等の高等教育機関がないという点も要因の1つかなと考えてございます。

また、移住・定住促進施策につながる施策としましては、シティプロモーションという表現ではございませんが、教育、福祉などそれぞれの施策の中で個別に実施しているところでございます。例えば、東忠岡こども園の開園や、10月にオープンします地域子育て支援センターの開設、消防・救急の共同運用によるより安全・安心なまちづくりの推進な

ど移住・定住につながる忠岡町の魅力発信施策を展開しているところでございます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。忠岡町の現状は、高校、大学と町外に出ていき、そのまま他都市で就職するなど若者層が少ないということ、地域コミュニティなどを引き継ぐ若い世代の担い手の確保がなかなか厳しいということでした。では、そのような課題を解決するための施策は何か考えているのでしょうか。新たな対応をしていかなければ、現状維持が大変になっていくだけだと思います。

また、移住・定住促進施策において個別で実施しているとのことでした。子育て、教育、福祉などにおいて様々な施策を実施してくださっておりますが、住民の方々に十分に伝わっていないように感じます。より多くの方へ町の魅力を伝えるための情報伝達ツールの導入が必要ではないでしょうか。

私が調べたところ、一般社団法人、移住・交流推進機構（JOIN）が「ニッポン移住・交流ナビ」という情報ポータルサイトを運営していることを発見しました。このサイトでは、日本全国の自治体や企業からの最新情報が日々更新され、各地の魅力が伝えられています。特に大阪府では、堺市を含む17市町村がこのサイトを活用しています。忠岡町としても、このような情報ポータルサイトの活用を検討することをお勧めいたしますが、いかがでしょうか。新たな若者の施策についてと、シティプロモーションの1つである広報活動としてどのように考えているかの、この2点についてお答えください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず最初に、若者の定住施策等につきましては、現行、大学生や専門学校生も含めた英語検定試験の補助やインターンシップ制度の導入、また就労支援や雇用促進施策、また共同協定を締結しております羽衣国際大学の力を頂くことも、本施策推進の1つになるものと考えているところでございます。引き続きまして、どのような施策があるのかについて、他の自治体の状況も参考に調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、2つ目の移住・定住関係施策の周知手段でございますが、これまでの施策も横断的に整えまして、住民皆様を含め内外に示すことも必要と考えております。議員申されま

したJOINポータルサイトの「ニッポン移住・交流ナビ」などのいわゆるポータルサイトでの発出も含め、今後効果的な発出法について研究してまいりたいと考えてございます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。若者層の施策においては、今後前向きに考えていただけたらと思います。

隣の泉大津市では、ホームページで「若者」と調べると、泉大津若者会議、長期インターンシップ、若者相談窓口などのページが挙がってきました。インターンシップは杉原町長の下、実施されております。若者の相談窓口は、自殺予防対策の一環として、直接会えなくても人とつながることのできるLINEを用い、孤独、孤立や自殺の予防を目的としたもので、「心のSNS相談@泉大津市」という心のLINE相談が開設されました。このLINE相談は、令和元年9月議会で同じ会派の前川和也議員が質問し、その時の答弁は、相談員の確保が難しいため、府の事業の周知を徹底していくとのことでしたが、需要はあると思います。泉大津市のように日時を特定して行うことや、専門職の確保は難しいとのことなので、広域連携の取組として進めていくなど前向きに考えることはできないのでしょうか。

また、定住促進の取組について、大阪府のホームページに挙げられ、市町村の定住促進に係る窓口等として忠岡町のホームページがリンクとして張られていますが、忠岡の魅力が分かるような最初のページにはなっておらず、残念でした。他市町村との状況も把握していただき、効果的な発出の研究を今後期待しております。忠岡町の魅力を発信するためには、各課の職員の方々の個々の努力と、チームとして一丸となり情報共有などこまめな連携をとる必要があると思いますので、これからもそのような体制づくりをよろしくお願いいたします。これについてちょっとご答弁お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって質問を終結します。明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されました点でございます。他の自治体の状況も参考にしながら、他自治体との共同実施も視野に入れて、より効果的な情報発信法について調査研究してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。通告書に従い、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に訂正、すみません、1つ目の東忠岡認定こども園整備事業についての質問の3つ目、(3)ですね。「工事管理委託業務及び」とある「工事管理」、これは管理職の「管理」になってますけど、現場監督の「監」のほうの「工事監理」です。すみません、訂正をお願いします。

では、質問を始めます。

令和3年度から3か年事業として開始した東忠岡認定こども園整備事業も、この7月に工事が完了し、この10月からは地域子育て支援センターもスタートします。また、3か年にわたる工事費用の最終金額については、さきの6月議会において、当初の落札契約金額から約1,800万円増額変更し、10億7,447万1,000円とする議案が議会の議決を得たところです。

しかし、議決を得て以降の現時点においてもなお、本事業の工事費用に関連する一部内容、これは令和3年度末の予算委員会の盛土問題の減額の件ですけれども、これについての町側の説明内容が変遷し続けている状況にあります。加えて、6月議会以降、工事関連の他の委託業務においても新たな問題が見つかるなど、予算規模14億円という巨額の公費を投じた公共事業の在り方、税金の使い方について、住民として到底許せない、看過できないという状況にありますので、議会の議決を得た後ですけれども、こうして一般質問に取り上げました。

先立って申し上げておきますけれども、この問題ですね、何においても役場が一番悪いです。ですが、工事費用については、さきの6月議会で審議も終わって議決を得ています。なのに、議決後になってまだ全く明らかにならない、審議を尽くせていないという点で、我々町議会の存在価値、存在意義も問われている問題でもあると改めて申し上げさせていただいて、質問に入ります。

まず1つ目です。令和3年度末に議会側から指摘、問題視された建設発生土の再利用の件、いわゆる町いこいの広場での盛土問題の件についてです。この件については、令和3年度末の令和4年予算審査特別委員会で議会側から、あのいこいの広場の土を盛ってるの何やということで問題になりました。議員の皆さんよくご存じかと思います。

当時、教育委員会の議会議員に対する説明、答弁ですね、こういった趣旨でした。まず、あの盛土は、認定こども園整備工事の埋め戻し用に再利用する土の仮置きですと。当初、工事の仕様書、契約上は、地面を掘った土は処分して、埋め戻し用の土を新しく購入することになってる。仕様書の中でも土を再利用するなんていう内容にはなっていない。入札も当然その仕様内容で行っていますということでした。

でも、実際に工事をして掘ってみたら、掘った土がいい土やったと。その当時、もう既に仕様書に含まれていない想定外の地下埋設物も出てきておりました。この埋設物の撤去費用は当然最終の工事費用額に追加、増額になるということで、教育委員会もまだこれから2年間工事を進める間に、また新たな想定外の要因、物価高騰等々で工事費用も増額、追加になると。そうして最終ですね、増額される工事費用を少しでも安く抑えるために、その増額分を少しでも引き算、相殺して減額するために、仕様書にないこと、契約違反のことをしました。つまり、埋め戻し用の土を再利用することにしました。すみませんということでおっしゃってました。

で、この件、令和5年度に最終の工事金額の変更決定のときに、この土の再利用分は減額しますと。全ては町民、住民のためにしたことだと、どうかご理解くださいと、切に教育委員会、説明、答弁しておりました。その内容も議会議事録に記録されておりますし、ホームページ上も公開されております。

それが今、本町は当時のこの議会答弁をほごにただけではなく、根本から覆す説明をしております。どんな内容かといいますと、もともとの工事の仕様書内容は埋め戻し用の土は100%、掘った土を再利用する内容だと。だから、土を処分、購入する内容なんかになくなってない。なので、令和3年度のいこいの広場の盛土、あれは仕様書どおりの工事をやっただけですと。我々議員が聞いていた掘った土がいい土やったとか、その土を埋め戻し用に再利用したほうが工事費用が安くなるとか、そんな話は令和3年度当時、1ミリも出たことはありませんと。そもそも存在していない話ですと。むしろ工事現場からいこいの広場までの土の運搬費用、これが業者さんの負担でほんまやったら追加で増額になるんですよと。でも、建設業者さんは当初の契約金額でサービスでやってくれてるんですよという話で、すっかり変わってます。これは議会の皆さん、聞いてどう思われてるでしょうか。私はもう、ほんとにキツネにつままれた思いです。

その説明ですね、誰が言うてるねんと聞きましたらね、工事監理委託業者のURリンクージュが言ってますということでした。じゃあ、当時の予算委員会での答弁、あれは何やったんですかということで聞きましたらね、町の専門職の建築士の職員Aさんが言うてたと。Aさんが、掘った土、いい土ですよ、この土、再利用したほうが工事費用減額できますよと業者が言うてますよと上司に報告してきたということなんですけども、結局今の時点で、その職員Aさん、URリンクージュ、町、誰かうそついてるのか、何がほんまなのか、一切分かりません。ですので、ちょっと複数、一括質問させていただきます。

まず、この令和3年度末の予算委員会で問題になったこの盛土問題の件、本当のところは一体何なのでしょう。特に工事の仕様書の内容、それから費用の面、ちゃんと説明していただきたい。

あともう1つ、今の町側、教育委員会の現時点での説明が本当だということであれば、なぜ当時の予算委員会であんな答弁になったのかという部分ですけども、特に当時の答弁の言い出しっぺとか、元になっている職員Aさんですよ、建築士の。この方はもう町を辞められています。ですので、私もずっとせんだってから教育委員会に、本人に照会をかけると。照会をかけて、何でそんなこと言うたんや、根拠どうなってるのか、事実確認しなさいと言っていました。ですので、その照会をかけたのか。かけたんやったら、その内容、併せてですね、この議会議員の全員の前できちんと説明をお願いします。

ごめんなさい、もう1点、3点目。あと、6月議会以降ですね、こうした説明を私1人、議員1人に言うんじゃなくて、議会の議員全員にちゃんと説明、報告しなさいよと言ってたんです。先日ですね、担当課のほうで9月議会の全協で多分すると思っておりますとおっしゃってましたけどもね、結局おとといの全協でこういう報告、一切なかったですね。で、課長さんの話を聞くに、議会で報告、説明しないと決定したのは、恐らく部長級以上のここにいてどなたかなんですよ。どなたですか。その本人の方、何で議会で報告、説明しないと決めたのか、理由教えてください。

以上、3点お願いします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、令和4年3月の令和4年度予算審査特別委員会において教育委員会が説明した内容と、工事完了に伴う実績内容につきましてそごが生じていることにつきまして、不要な混乱を招いてしまい大変申し訳ございませんでした。

当時の説明としましては、処分する予定の土を再利用することで経費を抑えることができる。仮置きする場所がないので、別の場所に仮置きすれば費用が安くなるという理由で、いこいの広場を借りることとなったとしておりました。

しかしながら、当初、設計並びに実績結果としましては、掘り起こした土のうち約6割程度に当たる必要分を埋め戻し、残りの不要分を処分するというところでございました。この6割程度の再利用する土の仮置き場が工事敷地内になかったため、いこいの広場に仮置きをし、それを戻して埋め戻すという工程が追加として計上されました。この結果、当然費用としては増えることとなりますが、仮置きしないで全ての土を新たに購入するという方法と比べると安価となるということで、仮置きをする方法を選択いたしました。

なぜそのような誤った説明をしたのかということ、その当時、こども園整備に係る工事監理を担当していた町職員、現在は退職しておりますが、に対し、まずは電話にて聞き

取りを行いました。本人からは、請負業者並びに工事監理業者からの報告を聞き、現場の状況等を踏まえ、本人がそのように認識し、教育委員会へ報告したとのことでございます。なお、本人とは、先ほど申し上げた電話でのやり取り以外にも、文書でも同様にこの件に関し照会をしておりますが、現在のところ回答は頂いておりません。

いずれにしましても、担当職員からの報告をうのみにして、仕様書や設計図書の確認、また工事監理業者への確認もせずに、議会において結果的に間違った説明をしてしまったことに関しましては、重ねておわび申し上げます。今後は口頭確認だけでなく、証拠となる書類等を確認した上で説明、報告をするように心がけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、6月議会以降、今日まで議会の場において説明をしなかった理由としましては、6月議会において議決いただいたこども園の変更契約の内容としましては、不安定な世界情勢の影響による光熱水費や原材料の高騰に伴う鉄骨を初めとする資材の高騰によるもの、並びに地下埋設物の撤去分のみを変更の対象としており、別の業者が請け負っていたとしても不可避な内容のみを対象としており、今回ご指摘のいこいの広場への盛土の件については、内容的に影響しないものであるというのが、1つ目の理由でございます。

もう1つの理由としましては、今回の一般質問通告における勝元議員からの質問内容を勘案し、ただいまの答弁において説明することとなるというふうに判断しましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

結局ね、今のところ教育委員会の説明も、誰かが言うてるなんですよね。根拠、ないでしょう。で、何がほんとに分からないんですよ。で、その説明の部分ですけど、今答弁で、6月議会の議案に影響がないから議会に報告しなかった、あとプラス、私がこうやって一般質問出してるからしなかったとおっしゃってますけど、じゃあ私が一般質問しなかったら説明してたとか、その1人の議員が言うか言わないかとか、そういう問題じゃないでしょう。議員がどうするかじゃなくて、町側から訂正ちゃんとするべきじゃないですか。そこがおかしいとせんだってから言ってるんですけどね。その答弁そのものが、私は正直、議会議員をばかにしてると思ってますよ。

私は正直ね、その当時の答弁内容を理由に6月議会では議案に反対してるんです。つまり、議員の議決権行使という重い重い公権力行使してるんですよ。めちゃめちゃ議会に関係してるじゃないですか。何が関係してないですか。

ということでね、これ、町長でも教育長でもどなたでも結構です。答えていただきたい

んですけど、こういった今日の答弁も含めてです。過去の議会でね、議員、議会に対して全く責任も根拠もない、でたらめですよ、答弁、説明をして、その答弁の中の議会の議決に大きく影響してる重要な部分、町が今、ひっくり返して覆してるわけですよ。そういう部分があっても、議会に自ら説明しようとしな、答弁訂正しようとしな、そういった姿勢そのもの、本町の姿勢全体が我々町議会、議員をばかにしてる。プラス住民を含めて愚弄してると言わざるを得ません。極めて許しがたいものです。少なくとも私はそうやって議案の賛否の判断に使ってます。議決権を行使してます。そういった議決権行使に使ってる議員に対する責任をどうしてくれるのか、これ、1点。

今日以降、私がどうこうじゃなくて、ちゃんと町として議会に対して説明責任を果たすのか、説明するのかどうなのか、教えてください。どなたでも結構です。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（北村 孝議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま勝元議員お尋ねの部分でございますけども、ほんとに我々としましてはいろいろと議会議員の皆様方にご心配、ご不安、ご迷惑をおかけしているということに対しまして、心からおわびを申し上げたいと思います。

で、説明責任、私ども理事者側としましては、行政をとどまることなく実施していく立場でございますので、その上で大切なことは、議会の皆様方にありのままをやっぱり説明していくということは、これはもう当然のごとく大切なことであるというふうに考えております。議員のご指摘を待つまでもなく、今後、私どもとしましてはそういうふうなスタンス、姿勢で議会の皆様方に情報並びに様々な部分をご提供して、ご判断を伺うというふうな形でしてまいりたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

また改めて町側もあるでしょうし、多分今日のこの一般質問を受けて議会の中からも声が出るかもしれません。取りあえず、今日幾ら議会で聞いても、誰かが言うてるレベルなんで、事実は明らかになりません。というところでね、ちょっとこの質問、これで終わりとして、次の質問、2個目と3つ目なんですけど、一発で、議長、すみません、質問させていただいてよろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

はい。

1 1 番（勝元由佳子議員）

すみません、次の2つ目ですね、じゃあ最終の工事費用額、議決を得た額の妥当性についてです。先ほどからの盛土問題の件について、なぜ当時あんな答弁になったのかという部分なんですけどね、教育委員会側の説明ですとね、結局はその専門職の職員Aさんの専門職としての能力が低かったんですと、仕様書の内容が理解できませんでしたと、そういう説明やったんですよ。

となりますとね、さきの6月議会で議決を得た最終の増額変更分の中身ですよ。物価高騰による資材価格の高騰、それから令和3年度の地下埋設物の撤去費用、この2つ、どちらの増額金額についても、この職員AさんとURリンケージの2者でチェックしている。で、チェックして、この増額、約1,800万円が妥当な価格であると町が判断しましたという説明、レクを皆さんも受けてると思います。

で、実際、6月議会でこの議案ね、賛成された議員の方、賛成討論でもね、本町の建築士の専門職員、Aさんです、とURリンケージがチェックし、増額分を抑えた金額となつてると。賛成理由にしてて議会だよりも載ってます。つまり、業者の言うことだけをうのみにするんじゃなくて町自身でもチェックしたよ、ここを結構高く評価してる部分があると思います。それを今になって町はね、いや、この専門職のAさん、仕様書が理解できへんぐらい能力低いんですよと町自ら言ってるんです。つまり、町側が増額分の金額が妥当だと言ってたその根拠そのものが今揺らいでます。なので、増額のチェック自体もね、そもそも信用できないということに今なってます。

ですので、お聞きしますけど、最終の工事費用額、既に議会の議決を得てますけれども、まず、そもそもの令和3年度の土の再利用の件ですね、減額の必要性がほんとになかったのかあったのか、その部分だけでもね、事実分かりません。誰かが言ってるレベルなんで。教委が言ってるだけ。加えて、今、増額分の金額の妥当性の根拠を町自身が失っているということで、今となつてはね、この最終金額が妥当な金額だと私は言えないと思ってますけど、町自身も言えないのじゃないでしょうか。お願いします。

あと、次、3つ目の質問ですね、委託契約の分です。工事に伴う工事監理委託業務及び工事発注等支援委託業務についてですけども、これ6月以降ですね、開示請求とかして見ても、工事監理委託業務が契約金額が2,994万4,500円、これはこの業者しか受注、履行できませんといういわゆる2号随契。工事発注等支援委託業務、これは429万円、これは入札に付すことが不利になる場合という理由で6号随契、いずれも入札、競争せずに株式会社URリンケージ西日本支社、1社決め打ちで随意契約してます。随意契約を見ましたけども、いっぱい列挙してて、いろんな理由を抱き合わせ、町側がだからここしか無理なんですと言うてるんですけど、それを示す客観的根拠もない、勝手に

言うてるだけ。どこが2号随契、6号随契に該当するんですか、客観的に示せますかという部分でお聞きします。

これね、町側は都市再生整備計画等作成支援委託業務という別の業務をこのURリンクージュが受注してるという部分を大きく評価した理由にして随契してるんですけどね、じゃあ、その別の委託業務に参入できた業者で、かつ町が言ってたこども園の工事は、同時並行でいろんな工事をやらないかん複雑な工事なんですと。そういう工事の監理に慣れた業者でないと駄目というんやったら、そういう慣れた業者で規模の大きな業者やったら、受注、履行は可能やと思います。これだけの高額案件であれば、やっぱり入札すべきやったと、できたと思います。ですので、住民から見て、この随契の妥当性、甚だ疑問なんですけども、説明お願いしたい。

次、2点目。この約3,000万円の工事監理委託業務ですけども、随意契約の中にこういったことが書かれています。こうしたいろいろな要件を満たすURリンクージュから見積書を取った結果、見積り金額が予定価格以下となりましたので、2号随契しますと。で、見積り徴取前の町が設定した予定価格を見ました。URリンクージュがその後、提示してきた見積額を見ました。契約額、これ全部ドンピシャで同一額です。24,494,500円。こんなんね、数字、偶然の一致なんてあり得ないでしょう。で、聞きますけど、また発注情報漏らしてるんやろと言われてもおかしくない状況ですけど、いかがでしょうか。

以上、お答えください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

6月議会において議決を頂いたこども園の変更契約につきましては、先ほども説明させていただいたとおり、不安定な世界情勢の影響による光熱水費や原材料の高騰に伴う資材の高騰、物価の高騰によるもの、並びに地下埋設物の撤去分のみを変更の対象としており、別の業者が請け負っていたとしても不可避な内容のみを増額変更の対象としております。

内容につきましては、外部委託をしている工事監理業者と本町技術職の工事監督職員が精査した結果を教育委員会としても確認し、妥当性があるものと判断しております。

先ほどの答弁の中でもありましたが、認識違いによる誤った説明をしてしまったことにつきましてはおわび申し上げますが、以前からもお伝えしているとおり、増額変更の内容と憩いの広場への盛土の件につきましては、内容的には影響しないものでありますので、増額変更に係る内容、金額につきましては妥当なものであり、問題はないものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2つ目の補助金、随意契約の理由というところでございますが、今回のこども園の整備につきましては、皆様ご承知のとおり、国土交通省の都市構造再編集中支援事業補助金を

初め複数の補助金を活用しております。また、3か年にまたがる事業であることや、他の補助金との案分作業など非常に複雑な事務処理が必要となります。そのため、補助金の申請に必要な数値や添付資料などについて、設計の内容を十分把握していないと申請自体が困難な状況に陥ってしまいます。こども園整備に係る国の補助金全てを合算しますと、結果的に3年間トータルで5億円を超える補助金を頂いております。

先ほども申し上げたように、これらの補助金の申請業務を町の事務担当職員だけで行うことは非常に難しいことですので、職員のサポートも含めての業務委託であるというふうに認識しております。

職員のサポートという側面も十分に勘案した結果、URリンケージのように補助金申請業務や工事監理業務について豊富な実績と多数の専門的なスタッフを抱えている業者であり、さらに前年度に都市再生整備計画等作成支援業務委託を請け負っていただいた業者であり、事業の内容にも精通しているという業者であること、そういった理由で随意契約を締結したものでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、最後の予定価格と、（勝元議員「見積額が一緒」と呼ぶ）一緒という部分に関しましては、これまでもそういった部分はあったかとは思いますが、当然、監理業務等についてはですね、複雑な部分がございますので、本町の職員だけで設計をするということが非常に困難な部分もございますので、一定そういった業者からのサポート的な部分も含めて、一定の数値の積算という部分は業者のほうからも出していただいたものを本町のほうで採用しているということになっているのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

結局、今聞いてましたけど、それ、随契理由書に書いてるのを読みはただけですよ。だから、それがどう妥当やねんというところを聞いたんですけど、もう、ちょっと時間がないのでいいです。

で、あと、その予定価格と見積額が一緒なのを、今答弁を聞いてましたら、結局予定価格を積算というか、設計した業者に結局見積り出してもらってるでしょう。そんなん、それがそもそもおかしいんじゃないかということなんです。そこを町がね、どう考えてるかですけど、そこは前からずっと言うてますけど、総務とか公室部局とか井上副町長もいてるんですから、おいおい、それちょっと待てよと。そんなん住民とかね、議会、住民理解とか社会の理解を得られるかというところでちゃんとチェックしていただきたいというところを申し上げて、時間もありませんので、次の質問へ行きます。ただ、このこども

園の件でそうやって町側が答弁をひっくり返してます。ですので、私はもともと町の答弁とか説明は信用してませんけどね、これではっきり言うて、議会の皆さんもそうです。住民も町の議会答弁なんて信用しないですよ。大大大失墜行為やと申し上げて、次の質問に移ります。

次、本町のずさんな公共工事の問題についてです。東忠岡認定こども園、この今申し上げた工事費用の問題ですね。また、令和2年度に起きて、令和3年度に発覚した文化会館当時の発注情報漏えい問題、さらにこの3月の予算委員会であった町民グラウンド改修事業、当初予算3億6,000万円の巨額事業について、虚偽の答弁、間に合わないのに間に合う、間に合うと言って議会の揺るがした案件。またさらに追加で、6月議会、例のその文化会館工事の発注情報漏えい問題と延び延びになってた工事の発注案件で、また業者のわがまま、勝手に振り回されて事故繰り越した。これ全部ね、どれ1つ取ってもとんでも問題なんです。で、全部教育委員会所管の公共工事です。行政として極めてゆゆしき問題のオンパレードということで、今、忠岡町の公共工事の信用性そのものが揺らいでる。加えて、教育委員会がそれで忠岡町の教育ほんまに大丈夫なんかと。教育そのものの信頼も揺らいでると思いますよ。結局ね、全庁的なずさんな業務管理、仕事の仕方というのが、聞いてて根本の原因なんです。だから、起こるべくして起こってるというところで、4点一括で質問します。

まず、業務面、問題点ですね。担当部局にどんな案件でもヒアリングするとね、誰々が言うてる。こども園の件もそうでしょう。誰それから聞いた。全部うわさレベルで仕事してるんですよ。行政って法的根拠もそうですけど、客観的根拠、文書、記録、資料、音声、画像もそうですけど、客観的根拠に基づいた仕事を本町は全くしていないと。だから、職員の説明もどこまでうそで、ほんまか分からないんです。町側も誰も立証できない。加えて、組織で仕事をしていない、できてない。みんな個人商店、個人で仕事をして、自分1人でやってるんです。だから、記録も何にも残してない。何も共有してない。だから、その人が異動、退職したら、もう分かりませんんですよ。で、そういう仕事の人について回るといって、組織の仕事の仕方じゃない状態が当たり前になってる。

加えて、情報共有できてないと。当たり前のみんな集まって打合せしようとか、それすらしていないというね、組織としてあり得ない仕事の仕方が忠岡町役場の伝統文化になってると最近分かって、びっくりしてます。ここの部分をどう改善してね、いつになったら当たり前のこととしていただけるのか。1点目。

次、人事面。まず1点。これらの全案件は教育部局で、教育部長と教育長は全案件の問題に携わってる管理監督者としていてました。さすがに責任とるべきやと思います。特に文化会館工事の発注情報漏えい問題、これ報道もされてますけれども、あの問題ね、私も最近聞いてびっくりしましたが、捜査機関が忠岡町役場に入ってきて捜査に入ったというじゃないですか。任意の事情聴取やと思いますけど、それやったらなおのことね、何で

それ以降、こんな町民グラウンドの件、こども園の件、事故繰越しとかね、同じようなずさんな業務を繰り返すんですかと。犯罪捜査を受けたのに全然懲りてないじゃないですか。むしろね、あんな発注情報漏えいなんかやってもね、逮捕もされてない、刑事罰を受けてないでしょう。何も起きてない、報道されてない。何や全然大丈夫やんと調子に乗ってるとしか思えません。自分の住む自治体行政が捜査機関から公務員犯罪の捜査に入られるなんて、町の恥です。加えて公務員の恥です。ですので、このずさんな業務管理のまま、トップお2人、教育のお2人ね、どう責任をとるおつもりなのか、そこをお答えいただきたい。

あと、町長に最後お聞きしたいですけども、これだけ職責を果たせてない、結構部長級が多いんですよ、見てると。町全体的に機能してない。部長級以上の給料、報酬をカットしてはいかがでしょうか。以前から言うてますけれども。特に杉原町長、身を切る改革の党の方です。ご自身を含めて町幹部が身を切ったらどうでしょうか。加えて、大阪府からちゃんと一人前の公務員として行政事務ができる事務方を部課長のポストで来てもらうべきだと思います。部課長は府に送り込んで交換したらいいと思います。維新のつながりで吉村知事と連携してやっていただきたい。以上、お答えいただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

時間が来ておりますので、答弁をもって質問を終結いたします。公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

お尋ねの業務面の改善、人事面の改善につきまして答弁させていただきます。

さきの町民グラウンド改修工事における業務の不便につきましましては、技術職員の不足に加え、関係課における連携や連絡調整ができていなかったこと、また職務を遂行する上で基本となる報告・連絡・相談ができていなかったことから起こったものと考えています。

問題発覚後、職員においては報告・連絡・相談の徹底を周知したところであり、業務においても職員一人任せにしない職場環境や組織体制を構築していく必要があると考えており、来年度に向け組織改革の見直しを検討しているところでございます。

また、不足している専門的な知識を持った技術職員の確保については、先般、町長、副町長が大阪府へ赴き、大阪府で技術職員を採用し、市町村へ技術職員を派遣する制度の創設を強く要望してきたところであり、引き続き課題解決に向け努力してまいりたいと考えております。

3点目の教育部局の件につきましても私のほうから答弁をさせていただきます。教育委員会の職員の任命権者は教育長にありますが、職員分限懲戒審査会の事務局を担当している私のほうから答弁をさせていただきます。

当事者全ての聞き取りを待たずに、まず担当部長の処分をというところでございますが、現在、関係人全ての聞き取りができていない状況でありますので、保留となっております。

ころでございます。関係人全ての聞き取りを待たずに進めますと、その後、他の者との聞き取りにそごがあった場合、不利益が生じることも考えられますので、全ての者の聞き取りを終えてから結論を出してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（北村 孝議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

私の責任のとり方というご質問でございます。ご指摘のとおり、この間、教育委員会においては様々、種々不適切な事務の進め方がありましたことにつきましては、教育長としましても責任を痛感しております。種々ご迷惑をおかけしたことに對し、改めましてこの場をお借りして心よりおわび申し上げたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

これまでも私は常々部下の指導については、部下一人一人と積極的にコミュニケーションを図りながら、部下の将来のためにとの思いで、時に厳しく、また分かりやすい指導を実施し、早期解決、トラブルがあったときにはそういうふうなほうに努めてきたところではございますが、このたびは結果的にそれが至らなかったと猛省しているところでございます。

議員お尋ねの私自身の責任のとり方ですが、残された任期を全うし、その職責を果たすことが私の責任のとり方であると考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

部長職のことですけれども、部長は私の命を受けまして町の施策を推進し、重要な役割を担っていただいております。全てにおいて100%できているかということに関しましては、人間なかなか100%の人間はいないと思っております。もっとやってほしいということもありますし、私自身も指示しながら、しっかりと町を前に進めるために頑張りたいということだと思います。ただ、給料の減額につきましては、今のところは考えてはおりません。

以上でございます。

事務方の件に関しましては、これはいろいろ、2025年の万博の問題もありますけれども、府のほうとも一生懸命折衝していますので、頑張ったいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

なお、お昼を回りますが、続けて質問を進めたいと思います。

議長（北村 孝議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

よろしくお願いたします。今回は、防災と危機管理というジャンルから4項目について質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、住民の防災意識向上に向けた取組についてということでございます。防災・減災というのは、自助、共助、そして公助という順番で考えることが重要であります。役場は公助ですよね。公助となる役場としては、なかなか自助、共助の重要性を発信しにくい部分もあろうかと思いますが、その分、私のほうからもですね、強く広めていきたいという考えから通告をさせていただきました。

この項目において、まず1点目なんですけども、防災士という資格についてであります。防災士という資格はですね、この防災士の協会のホームページによりますと、自助、共助、協働、協力して働くの「協働」ですね、を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得し、日本防災士機構が認証した人、資格が与えられた方のことですが、まさに住民、民間の立場から防災について常日頃から取り組まれている方々のことです。こういうような方々を本町として生み育てる工夫はできないのかと。それがひいては地域の自助、共助の精神を醸成することにつながるものと考えます。

具体的には考えられるのが、取得における補助なのかなというふうに思います。資格の取得に助成を出した実績のある自治体というのは、府内においては約10ほどありましてですね、全国的に見ても決して珍しいものではありませんが、自助、共助の精神を育む策の1つとして、この助成制度、まずはいかがでしょうか。お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大阪市、堺市を初め府下で実施団体が複数あり、近隣では泉佐野市が実施しております。それぞれの実施団体で市民からのニーズ、具体的には募集人員に対する応募者数や取得費用の補助額はどのようなものかなど、まず調査を行ってまいりたいと考えております。

防災士は、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されております。全国での防災士認定者数は約26万2,000人で、大阪府では約1万600人の方が認定されております。町民が防災士資格を取得することによるメリットなどについても検証してまいりたいと考えております。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ほんとに年々注目がされているというところで、こういう助成制度を創設するに当たりますね、町からの条件というか要望事項として、自主防災組織の活性化へ貢献していただくとか、本町が行う各種防災訓練への参加の要請、発災後の対応の依頼など補助の条件としてこれらをお願いしてる自治体もあります。なかなか公助である自治体から自助、共助の重要性を広く伝播しにくいという部分があるかと思っておりますので、このような策はいかがでしょうかというふうに思った次第ですので、よろしく願いいたします。

同じくこの意識向上に向けた取組についてからですね、現時点での住民の防災意識を向上させるべくどのような取組がなされているのか。今月1日は防災の日でした。役場においてはですね、職員さんのレベルで避難訓練とか、1階の駐車場の部分で消火訓練とかされていましてし、つい先日は1階のテレビの前の部分で若い消防隊員さんがブースを出されて、また防災意識を喚起するような取組をされていたかと思っておりますが、その他ですね、ほかどのような事業を行われてきたのか、行っているのか、お答えいただけますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

最も規模が大きかったのは、平成27年9月に大阪府知事、忠岡幼稚園、忠岡小学校、忠岡中学校の児童・生徒が参加しました大阪880万人訓練であります。また、令和4年11月には、忠岡小学校避難訓練の支援受入れを実施したところでございます。

また、木材コンビナート協会事務局を通じ、加盟企業の避難訓練の支援や、総合防災マップを利用した出前講座の実施、毎年1月には情報伝達訓練を実施しているところでござ

います。地域が主体となった避難訓練につきましては、訓練実施前後に総合防災マップを活用した町職員によります出前講座を実施しております。昨年は北区と高月北地区が訓練を実施し、今年は南区の実施を予定しております。

今後も実体験を通じた訓練を実施することにより、地域の連帯感やコミュニティ意識の醸成、また自助、共助の重要性を認識してもらうとともに、出前講座では防災知識の普及を目指すなど訓練を通じて地域防災力、住民の意識向上を図ってまいりたいと考えております。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

学校とか企業さんとかという連携した取組はなされているということでございました。地域防災計画、青い分厚いバインダーにとじられているあの計画がありますよね。あれには防災意識の高揚という項目が設けられており、そこには防災知識の普及啓発の方法という欄があります。広報とか、それこそ今ございましたように防災マップですか、防災マップ等による啓発と書かれていますけども、こういう媒体よりかはですね、実際に身をもって体感するほうが意識の高揚にもつながるのかなというふうに思います。

そこで、その地域防災計画には、気象情報に関する専門家の活用を図る。防災週間、ボランティア週間とか、防災に関連した日に合わせて様々な事業を実施すると。そして、住民参加型の地域社会活動の活用による促進というふうに、活動等を通じた啓発というふうな内容が列挙されておりますが、ほんとに今先ほど公室長、答弁で大事なことをおっしゃっていただきました。連帯感、コミュニティとか、まさにそこなのかなというふうに思います。一緒に何か、一緒になって活動するというのが、ほんとに自助、そして共助に生きてくるのかなというふうに思います。

そこで、役場ではなくて、住民や民間の立場として核となって活動されるのが防災士ということですので、本町もぜひ防災士についてご検討いただけたらなという思いで申し上げさせていただきました。

続きますは、2つ目、女性の視点ということで、女性の視点を取り入れた災害対策についてであります。ここで言う女性はですね、女性の職員さんについて主に尋ねたいというふうに思います。

で、発災時でありますとか、避難所の運営、先月もお盆ぐらいのときに台風がありまして、ふれあいホール、避難所を開設されたわけですけども、そういうところに女性職員さんにも担いがあり、そして対処していくというふうな体制になっているのかどうか、まずはお答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

大規模災害発生時の危機管理業務として、主に住民への対応業務、避難所開設・運営業務、水防対応業務等がありますが、その中でも避難所開設・運営業務においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮する必要があることから、開設・運営業務につきましては女性職員の参画が重要と認識しておりまして、配置を行っているところでございます。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

そういう場面場面で女性職員さんにもご尽力を頂いてるということでございまして、先ほどは発災時、災害対応時のことをお尋ねしたんですけども、平時の対応についてでありますけども、各種、本町の防災に関するマニュアルの策定でありますとか、基幹業務においてですね、平時の基幹業務において女性職員さんの視点というのは生かされているのか。これを最も生かす一番の近道というのは、やはり危機管理課に女性の職員さんも配置をしてみるべきじゃないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

他市の状況を見ますと、危機管理部門に女性職員を配置している自治体も見受けられません。現在、危機管理課では急な現場対応もあることから、男性のみの正規職員3名の配置となっております。

今後は、職員全体に占める女性職員の割合が増えていくことや、女性目線での防災対策も必要であると考えており、将来的には危機管理部門に女性職員の配置もあり得ると考えております。ただ、配置する場合には、職員の増員、また臨機応変に対応が可能であるかなども考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

9番（前川 和也議員）

はい。

委員（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

他市では見受けられるというご答弁でしたけども、NHKの報道でですね、NHKの報道は去年の国の調査結果を報道した内容であるんですけども、全国の6割余りの自治体は防災担当部署に女性職員が1人もいないということでした。半数以上いてないですよ。で、都道府県単位で見ると、女性職員配置率の高い都道府県というのは、大阪府は3位やったんですね。3位という順位でありますけども、その中で本町は配置がなされていないと、今現時点でなされていないということでございます。

で、同じくこの国の調査結果ではですね、女性職員さんがいない自治体では、女性用の下着でありますとか生理用品とか、哺乳瓶、おむつですね、こういう項目では備蓄が進んでいない傾向が見られたということですけども、その割には本町は備蓄が進んでいるというのは業務報告書から見て分かりますけども、防災力の向上に女性の活躍が求められる中、危機管理課に女性職員がゼロという状況では、ちょっと説得力も欠けてしまうのかなというふうに思うわけです。

で、地域防災計画、先ほども質問で挙げさせていただきました地域防災計画にも男女共同参画の観点から、ふんだんに反映されているというふうに思いますので、この女性職員の配置について、全体の人事配置に関わることなんですけども、検討していただきたいなというふうに思いますが、もう一度お答えください。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども答弁させていただきましたが、配置する場合にはですね、職員の増員を考えたり、臨機応変な対応ができるのかどうかを考慮しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

はい、かしこまりました。

続きましては、危機管理課の機能強化という3つ目の項目について移りたいと思います。女性職員さんの配置も重要なことなんですけども、これはどの部署にも言えるんですかね、最も根本的な問題としてマンパワー不足が挙げられるかと思えます。マンパワー不足については、以前よりこの本会議でも、決算・予算委員会でもやり取りさせていただきましたけども、少ない人員において業務を遂行していくためには、DX化、デジタルトランスフォーメーションを進めることで省力化につながるとして、全国的に防災だけじゃなくて全ての行政の分野で、全業務で進められております。

で、この危機管理課のDX化においてはですね、今、開発されたところでありますクラ

ウド型被災者支援システムの活用が有効かと思います。これは内閣府でシステムが構築されて、昨年から運用が開始されておりますが、このシステムについての活用は本町としてはいかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害発生時には、災害対策本部の開設状況や避難所の開設状況などを随時大阪府に報告する必要があり、大阪府が中心となって構築しています大阪府防災情報システムを利用して報告を行っております。

また、同システムには大阪府被災者支援システムも組み込まれていますので、大規模災害発生時には本システムを活用してまいりたいと考えております。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

内閣府じゃなくて大阪版の被災者支援システムとでも言うんでしょうかね、そういうそのシステムではですね、どのような業務、危機管理課として行うことができるのか、教えていただけますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

住民からの被害認定の申出や被害者情報を収集することにより、被災者台帳の作成や、それに基づく罹災証明書の発行が可能となります。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

システムはいろいろあると思うんですね。先ほど申し上げました内閣府のクラウド型被災者支援システムを活用する自治体、府内でも今先ほどの大阪版のクラウド型システムを活用しない自治体、様々ですけども、被災者にとっての利便性と自治体としての省力化につながるものが一番大事かなというふうに思います。

先ほどの罹災証明の発行とかありましたけども、そういったもののオンライン化ですね。あと、お見舞金とかの支援制度の電子申請とか、そういったオンライン化はこの大阪の構築するシステムでは実現すること、実施することはできるんでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現時点ではオンライン申請はできず、窓口で申請書類を受け付け、発行という流れになっております。オンライン申請が可能となりますと、被災者の利便性向上が図られることや窓口対応の軽減にもつながることから、機会があれば大阪府と今後のシステムの運用について意見交換してまいりたいというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

省力化につながるんですね。災害時というのは、被災した市町村でありましたら、短期間にギュッと膨大な災害対応業務が発生します。その際、被災者支援に係る業務の迅速化、効率化については、行政手続の電子化とかシステム整備が有効な手段であることからですね、私どもその大阪府と協議をしていただけたらなというふうに思いまして、最後の項目ですね、消防力向上への取組についてというご質問をさせていただきたいと思いません。

で、この後ですね、松井議員も共同運用についてお尋ねになるということなので、できるだけかぶらないようにしたいなというふうに思います。

約2か月前にですね、消防庁より消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会報告書が発表されましたということで、消防の広域化推進期限、令和6年4月1日後における消防の広域化や連携協力による消防力の維持・強化のための消防体制構築の必要性とか促進策に関してのものでありますけども、この報告書ですね、本町としての受け止めはいかがでしょうか。

消防長（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防長（森下 孝之消防長）

ご質問の報告書には、広域化の必要性や推進及び連携協力の推進等の内容で、広域化の期限が迫る中、全国において小規模消防本部の数が依然として高い状況にあります。将来

的に平時の消防体制だけではなく、大規模災害時の発災直後から最低限の対応ができる体制を確保する必要があるとのことで、本町では初動時に現状の体制で対応することは厳しいところもあり、より一層の消防力の強化が必要であることは認識しております。

また、連携につきましては、既に岸和田市と指令業務の共同運用を実施しており、特に現場到着時間の短縮に効果のある直近指令とゼロ隊運用の高度な運用を取り入れ、これは全国でも実施している地域が少ない運用でございます。

広域化につきましては、将来的には高齢化の進展による救急需要の増加、災害の激甚化及び多様化等により単独での消防体制には限界があるものと考えておりますので、近隣消防本部や大阪府の動向を注視してまいります。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まさに小規模消防本部、この小規模というのは管轄する人口が10万人未満を指す本部のことだそうですが、この小規模消防本部が全国でも半数以上占めているという中で、消防力を維持、向上させていこうということで、消防庁としては広域を推進すべきであるという報告書であり、本町としては先ほどご答弁でもありました大規模災害時の初動対応の難しさとか、将来的に単独での体制の限界を感じるということでした。その上で、近隣市町や大阪府の動向を注視していくということでありました。

本町ではですね、以前に泉大津市と和泉市との2市1町で広域消防を目指した協議会があり、あれは結果としては広域とはならず、協議会も現時点では解散したんですよね。解散となっていますけども、ほんとに消防長おっしゃいました単独での体制の限界を感じると、かなり本音の重たいご答弁であるかなというふうにお聞きいたしました。

その上で、今度は国じゃなくて大阪府のほうの消防広域化推進計画についてお尋ねしたいと思いますが、こちらについてもやはりですね、この計画の名のとおり、消防は広域化すべきということであります。まずは、大阪府を幾つかのブロックでくくって、将来的には1ブロック、一元化ですね、大阪消防庁構想というような名前も聞きますけども、こうしていきたいということでもありますけども、この府の計画について、本町の向き合い方はいかがでしょうか。

消防長（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防長（森下 孝之消防長）

広域化につきましては、今、議員おっしゃったように、以前、2市1町での検討をしておりましたが、令和元年に協議会が解散となりました。大阪府の推進計画では、岸和田市、和泉市、泉大津市、貝塚市、そして忠岡町の4市1町での枠組みで広域化を検討することになっております。しかしながら、現在のところ広域化につきましては検討はしておらず、今後の予定も決まっておられません。

以上です。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

貝塚、岸和田と泉大津と和泉市と、そして本町は泉州北ブロックとして広域再編の区分として大阪府の計画の中では位置づけられておりますけども、本町としては、本町だけじゃなくて他市にもそのような動きがないということをございました。

そこでですね、1つ目の消防庁の報告に戻るんですけども、本町と岸和田市とで始めた通信指令システムの共同調達並びに共同運用は、その報告書では広域につながる事例の1つとして、一里塚のような感じで位置づけられております。ほかに、消防の広域化につながる連携、協力の在り方として7項目挙がってるんですね。資機材、消防車でありますとか衣服でありますとか、何かその救急で使う道具とかですね、資機材の共同調達とか、あと予防業務の共同実施とか、共同訓練とか、これらの取組について近隣、とりわけ岸和田との様々な共同実施というのはいかがでしょうか。

消防長（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防長（森下 孝之消防長）

議員お尋ねの消防の連携、協力には多様な類型があり、その中で本町が現在取り組んでいるものは、指令業務の共同運用、訓練の定期的な共同実施、現場活動要領の統一がございます。ご質問の資機材の共同調達や共同での予防業務は、今のところ実施はしてありませんが、共同調達につきましては財政負担の軽減が図られ、また予防業務におきましても、複雑な事案への対応能力の向上が期待できるため、今後検討してまいります。

現在は、消防車両や救急車両に積載されている資機材の統一化を行い、消防活動においては連携強化を進めている中、本町職員としてプライドを持って活動し、日々の訓練を通じてスキルアップをしております。また、予防業務におきましても、事例研究会への出席や、専門的な知識を習得するため消防学校における教育課程への派遣等を実施しております。

今後引き続き他市消防本部との連携、協力に取り組んでまいりますので、よろしくお

願いたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

人口減少、これ、忠岡だけじゃなくて全国的にもそうなんですけども、人口減少とか災害の激甚化、多様化などの消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持、強化、向上していくためには、消防の広域化が、私は消防庁の報告のように有効な手段であるというふうに考えてます。できることから1つずつというふうにといったところでしょうかね。可能な分野から共同で行い、機運を醸成していくと。岸和田市といろいろな様々、ご答弁ありましたけども、岸和田といろいろな分野で共同を進めたとしてもですね、大阪府の計画の大枠としては、泉大津や和泉も含めて同じブロックに位置づけられているので、可能な分野からと、そして可能な自治体から進めていくべきであるというふうに考えてます。

消防長のご答弁でもありましたゼロ隊運用とか直近指令とか、通信指令システムを共同で運用したからといって、必ずしも実施できるわけじゃないですよ。実施できてる自治体もあるし、できない自治体も多いというような中で、本町はできているというところで、出動件数が仮に増えたとしてもですね、隊員の練度が向上すれば本町にとってもいいわけで、消防についての広域化、もしくはその過程で、広域化を目指す過程で受ける恩恵は今後より一層大きくなるものと考えます。その方向性を追求していただくことを求めましてですね、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時より再開をいたします。

（「午後0時09分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、昼一番、質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、シティプロモーションについて、最初にシビックプライドの醸成について質問いたします。

予想を超える人口減少の中、将来にわたり持続可能なまちづくりを行っていくためにも、活動人口の増やシビックプライドの醸成のための取組について、これまでも一般質問等でその重要性について述べてきたところですが、シビックプライドとは地域への誇りと愛着を表す言葉で、自分たちの住むまちをより良いものに、そして誇れるものにしていこうという思いを指しております。郷土愛にも似ていますが、少しニュアンスが違います。

郷土愛は、住民自らが育った地域に対して愛着を持つことですが、シビックプライドとは、まちを自分が責任を持って良くしていこうという思いや、自分自身が地域の構成員であると自覚し、さらにまちを良い場所にしていこうとする意思が含まれております。

では、なぜこのシビックプライドが注目されているのでしょうか。簡単に言ってしまうと、地方創生やシティプロモーションにおいて良い効果が見込めると期待されているからでございます。

具体的には、定住、Uターン人口の増加、来訪者から定住者への移行、定住者志向の高まりによる転出者の抑制、まちづくりへの参画意識の向上や、住民による情報発信の増加など、シビックプライドを醸成することにより地域の活性化、特に人口の増加に寄与すると捉えられている自治体は非常に多いのではないのでしょうか。

また、シビックプライドとはサステイナブルでなくてはなりません。サステイナブルとは持続可能という意味でありまして、世界の人たちが共通の目標として取組を始めているのが、サステイナブルな社会の実現です。シビックプライドもサステイナブルでなければならないと思います。サステイナブルなどシビックプライドを持つ仕組みを確立した自治体や地域は、消滅自治体・地域になることなく、必ず生き残っていけるものと私も確信しております。

以上のことから、シビックプライドを醸成することは自治体しても必要であると思いますが、まず1点目としまして、町としてシビックプライドの醸成についてどのように考えているのか。これまでの取組について。そして、2点目として、シビックプライドの醸成に向けた今後の取組についてお示し願えますか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

シビックプライドにつきまして、ご質問が2つございました。1点、2点目、併せて回答させていただきます。

シビックプライドは、議員仰せのとおり、地域への誇りと愛着の醸成につきまして、住民一人一人が住むまちをより良いものにしよう、誇れるものにしようという意識を持つことであると認識しているところです。

これまで忠岡町では、日本一小さなまちであることから、一人一人の顔が見えるまち、祭りやスポーツ、地域行事が盛んないわゆる地域コミュニティが盛んなまち、また様々な公共施設が小さなまちにそろっている利便性のあるまちなどという点を柱に、総合計画の「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち」を将来像の目標として、様々な施策を実施してきたところでございます。

町といたしましてシビックプライドという表現を用いることはございませんが、持続可能な魅力あるまちづくりを推進する施策の実施が、結果としてシビックプライドにつながるものと認識しているところです。

以上のことから、引き続き第6次忠岡町総合計画に基づいた施策の推進こそが、シビックプライド醸成に資するものと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

答弁いただきましたが、コロナ禍ということで、具体的な取組にも難しい点があったとは思いますが、具体的な取組や効果、今後の課題等が見えないと思うのですが、やはり具体的に目標をきっちり立てて、そのためにどんな取組を行うのか。また、取組の効果、結果ですね。どうあったのか。きっちりと効果検証を行っていただいて、次の取組に進めていく必要があると思います。

それから、シビックプライドの醸成をうまく進めていくためには、例えば町長が毎年、施政方針や広報等を通してシビックプライドの育成に取り組んでいることを発信していくことや、小学校での地域学習など義務教育の中でシビックプライドを育てていくこと、また、本町出身でプロ野球の監督や各界で活躍されている方にも協力いただくことも重要ではないかと考えますが、併せて役場職員さんにもスタッフプライドですか、やはりプライドを持って、役場で働くことを誇りに自覚、責任感を持って進めていっていただきたいと思いますが、その辺のところを再度答弁お願いします。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

シビックプライドの醸成につきまして、それを展開する上で種々ご提案いただいたところでございます。この点につきましては、諸施策を進める中でぜひ参考にしてみたいと考えておりますが、ご提案の中でございました例えば忠岡町出身でスポーツ、文化など各界で活躍される方、例えば藤本博史福岡ソフトバンクホークスの監督、花人の赤井氏、また前田健太さん等々いらっしゃいますが、この方々からは常日頃から住民に対しまして、勇気とともに忠岡町に住む者としての誇りを頂いているところでございます。シビックプライドを頂く中ですが、このような方々に忠岡町のイベントを含め、様々な点でご協力を頂くという機会を具体的に探してみたいと、今後考えてございます。

また、職員に関しましてでございますが、町職員につきましては、常日頃から杉原町長の下、常に住民の皆様に最大のサービスをとということで、それぞれの業務におきまして誇りを持ち、住民の皆様の笑顔と幸福の実現を目指しまして、日々奮闘しているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。シビックプライドの醸成については、シティプロモーションの取組の1つではありますが、私は地域に愛着を持っていただき、自分たちのまちをさらに良い場所にしていこうという意思が、若い人たちの定着率の向上や、祭りなどの地域活動の活発化にもつながり、その結果、人口流出の抑制にもなると思いますので、さらなる取組をよろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。シティプロモーションの推進については、先ほどシビックプライドの醸成など地域の活性化につながり、自治体を維持していく上でも定住・移住者や来訪者を増やすことになり、多くの自治体で取組が進められています。シティプロモーションを効果的に推進していくためには、地域内に住む人、地域外に住む人それぞれについてきっちりとした目標設定等を明確にして進めていく必要があると思います。

先ほどのシビックプライド醸成などは、地域内、地域外両方に向けた取組のところもありますが、ここでは地域外に住む人に向けての取組や、いま一度シティプロモーションの推進に向けた考え方についてお伺いしたいと思います。

例えば、地域外に住む人に向けての取組の目的としては、認知度の向上やふるさと納税、来訪者を増やしていくことなどが考えられますが、そこで1点目として、町として地域外に住む人に向けてのシティプロモーションの取組については、どのような目標設定を

して、どのような取組、施策をされているのか、また取り組む中での課題について。2点目として、これまで以上に効果的にシティプロモーションの推進に取り組むためには、計画や指針等の策定が必要であると考えますが、どのようにお考えか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

目標設定につきましては、これまで第6次総合計画におきまして、子育てがしやすいまちなどの7つの基本目標に基づいて設定しております。その中での27のいわゆる基本目標の策定、施策の中で、定住、移住、来庁者の増につながる事業を種々実施させていただいてるところでございます。

具体的な取組内容といたしましては、先ほど今奈良議員の答弁でもございましたが、大きなところでは東忠岡こども園の開園や、10月オープン地域子育て支援センターの開設、子どもたちに図書に親しんでもらうための0歳から5歳児までのブックスタート事業、放課後子ども教室での多彩な事業、また安全・安心して住めるまちとして、消防救急の共同運用や資機材の充実、小さなところでは、新生児への泉州木材を利用した積み木の贈呈など数多くの魅力ある施策を展開しているところでございます。

併せて、にぎわいづくりの点でも、先ほど町長からもございましただんじり祭りや墓店、商工カーニバルなど数千人規模での来場者でにぎわいイベントの開催を初め、小さなまちならではの地域支援に努めているところでございます。また、ふるさと納税につきましても、現在、担当のほう、精力的に魅力づくり、ふるさと納税拡大に努めているところでございます。

なお、課題という点でございますが、総合計画でもございますように、駅周辺のいわゆるにぎわいの醸成が挙げられると考えてございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

いろいろと取組をされていますが、20代から30代のファミリー層の移住を増やしたいであるとかですね、進学等で一旦引っ越した人に戻ってきてもらいたいとか、ふるさと納税の額を増やしたいとか、もう少し具体的な目的、目標を明確にして進めていく必要があるのではないかという点と、他の市町村でも、ホームページや電車の車内づくりや駅などにポスター掲示をしたりとPRしているのですが、その辺、本町ももっと発信するという

ことで。

それから、もう一度、答弁の中に駅周辺の活性化のことでありますが、私もこれまで駅周辺の活性化について質問してきたんですが、まだいまだにあまりその状況はシャッター通りみたいな感じになってます。その辺の取組について、町長も私も一生懸命頑張っておるんですが、再度その辺、どういうふうにさせていただけるのか、答弁をお願いします。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

取組の点で、特に若年層の方の比重ということでございました。これにつきましては、先ほどの今奈良議員の答弁にもございましたが、どのような政策をしていくのか、また総合計画の中で実施しているものについてきっちりと整理し、具体的に町内外の方が分かりやすいような形で発出してまいりたいと考えているところでございます。

また、広報等の件でございますが、電車の車両づくりということも私も見たことございます。なかなか費用もかかることではございますが、こういう点も含めて、より費用をかけずに効果的な広報手法につきまして、調査研究してまいりたいと考えてございます。

それと、総合計画の中に位置づけておりますが、駅前のにぎわいづくりでございます。現在、ちょっとにぎわいのほうが随分ないという状況でございます。これにつきましては、総合計画の中で基本目標5、施策18の中で位置づけてございまして、その中でまちづくり、にぎわいという形で、中長期、研究していかねばならないとしてございます。議員さんもそうでございますが、町長ともお話しする中で、どのような形がにぎわいづくりにつながるのかというところを、また具体的に煮詰めていくことも必要かと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

シティプロモーションの推進とシビックプライドの関係ですね、これをどうにか良くできるようなよろしく願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。ブルーインパルス招致による大阪・関西万博の機運醸成についてお伺いいたします。

皆さんは、ブルーインパルスをご存じだと思っんですけども、これは宮城県の東松島市にある航空自衛隊松島基地に所属する大空に夢・感動を描くアクロバットチームでござい

ます。2021年に延期、開催された東京オリンピック・パラリンピックの競技大会の開会式、そして2020年5月29日の東京都の上空を新型コロナウイルス感染症と戦う医療従事者の方々に向けてのサプライズサンクスフライト等が記憶に新しいかと存じますが、歴史的には1964年、東京オリンピック開会式、1970年の大阪万博、国家的イベントで一躍有名となりました。このブルーインパルスが大阪の空を飛行したのは、関西国際空港開港前の1990年に開催された国際花と緑の万博、花の万博ですね。展示飛行が最後となっております。

実は、このブルーインパルスを再び大阪の空に招致しようというプロジェクトが、関西航空少年団という団体の子どもたちが主体となって進められております。関西航空少年団は、関西国際空港対岸地域を活動拠点として、航空体験やフィールドワーク、奉仕活動を通して人格形成を図る団体で、コロナ禍に突入した2020年に、航空業界や地域にエールを届けようと様々なプロジェクトを展開されてきたそうです。この一環としてブルーインパルスを招致するブループロジェクトなるプロジェクトを団員たちが発足し、チームドリームスというプロジェクトチームを中心として、迅速かつ集中的に進められているということでもあります。

このプロジェクトは、関西航空少年団所属の中学生の女子団員が、泉佐野市議会主催で2019年に開催された第3回みらい泉佐野こども議会で、関空の認知度を向上させるために航空祭を開催し、ブルーインパルスを呼ぶことはできないでしょうかという提言をしたことに端を発し、コロナ禍で戦う医療従事者、苦しむ方々、そして閉塞感漂う社会にエールを届ける目的で進められてきたそうでもあります。

私が所属する堺市以南の9市4町保守系議員で組織される南大阪振興促進議員連盟も、この連盟活動の趣旨に合致することから、この子どもたちの志を応援すべく、令和4年、令和5年と要望書を盛り込み、政府と大阪府に要望活動に行っていました。昨年度は防衛省から事務的な答弁しかなかったのですが、今年度はご期待に沿えるような検討をさせていただきたいという非常に前向きな答弁を頂きました。それは関西航空少年団の子どもたちの活動の熱量、そして私たち南大阪振興促進議員連盟の要望が防衛省まで届いていることが大きな理由であると申されておりました。

当該プロジェクトの趣旨を関西航空少年団の団員たちから直接伺ったところ、私たちが共存共栄すべき関西空港の開港30周年である2024年の9月、開港月間に開港30周年と関空復活の双方を祝する奇抜的なイベントを開催することで、空港対岸地域と関空が一体となって共存共栄の機運の醸成が図られること、さらには翌年の2025年に控えた大阪・関西万博機運の醸成が図られることを理由に、このタイミングでブルーインパルスの展示飛行の招致に向けて活動しているところであります。

地元議員としては大いに賛同できる内容でした。また、子どもたちからの指導で、このプロジェクトは今年度発足した子ども家庭庁の方針に大いに合致しているものです。我々

としても全力で実現に向けて支援を行うべく、本定例会における一般質問で通告させていただきました。

それで、本題は、ブルーインパルスを招致するためには、公共性、ストーリー性、集客率、広報効果あるイベントを実施しなければなりません。現在、みんなの空港祭になるイベント開催に向けて、泉佐野市の民間団体が関西航空少年団の発足したチームドリームスに合流する実行委員会方式で組織されて始めているようです。イベント主催や後援団体が確定すれば、2024年1月31日までに防衛省大阪地方協力本部にブルーインパルスの展示飛行の要望書を提出する流れとなるそうです。

当該イベントは、泉佐野市に限らず広範囲にわたる空港対岸自治体で開催されるイベントに「みんなの航空祭」なる名称を冠にすることで、南大阪一帯で同時的なイベント開催を目指し、沿岸部でブルーインパルスの編隊飛行も企画しているそうです。

この流れが滞りなく進められて、2024年4月の防衛省による発表で、めでたく要望どおりにブルーインパルスの展示飛行が実現することになったことを想定した場合、本町としてそのインパクトを最大限吸収できる準備を進めるべきであると考えておりますが、また今後、航空需要がますます高まる将来において、関西国際空港とのさらなる連携強化、持続可能な共存共栄関係を構築し、大阪全体の持続可能な繁栄を実現するためにも、大阪・関西万博の成功の機運醸成を図るブルーインパルスの展示飛行の実現に向けて最大限の支援を行うべきであると考えます。

そこで、①関西国際空港開港30周年におけるブルーインパルス展示飛行の招致について、関西航空少年団の団員たちが要望に町長のほうに表敬訪問を実施しておりまして、町長も訪問を受け入れられたと思います。

そして、まず1点目に質問ですが、本町としてどのようなスタンスをとられているのか。2点目、2024年9月にブルーインパルスが沿岸部を飛行することを想定した本町独自のイベントや事業実施について、どのようにお考えか。3点目、関空開港30周年に向けた本町独自の事業についてどうお考えか、答弁お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

ブルーインパルスの展示飛行招聘につきましては、8月8日に関西航空少年団の子どもたちが杉原町長を表敬訪問され、招聘の応援を要望されました。その後、21日には大阪府知事への表敬訪問をされた様子も新聞報道されたところです。

忠岡町としましては、趣旨に賛同し、関西国際空港開港30周年にふさわしい事業として飛行実現に向けて支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、関西国際空港開港30周年と関連するブルーインパルス招聘に伴う独自事業につきましては、現在のところ具体的な予定はございませんが、広報やホームページを通じて

の啓発、パネル展、また先ほど申されました航空少年団と忠岡町の子どもたちとの交流などが考えられるのかなと思っております。

今後どのようなことが可能かについて、また検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。

次に、ちょっとお聞きしたいんですが、大阪・関西万博開会式におけるブルーインパルス府内全域飛行実現についてお伺いします。

現在、開催時期が危ぶまれている大阪・関西万博が予定どおり 2025 年 4 月 13 日に開会されたと想定してもらいまして、現在ブルーインパルスの展示飛行が検討されてると伺っております。我々としては、万博インパクトを大阪府内全域で共有し、さらなる経済効果を創出すべきであると考え、2022 年に愛知県制 150 周年記念で実現した愛知県全域飛行と同じく、大阪府でも山間部と沿岸部を含めた全域飛行を実現していただきたいと、政府と大阪府に要望をさせていただいております。

そこで、1 点目、現在の大阪・関西万博の開催に向けた進捗状況と開催の可能性について。2 点目、本町でも万博機運醸成に向けた事業の実施の可能性について。そして、3 点目、開会式におけるブルーインパルスの展示飛行が実現される可能性について、現状お答えできる範囲で構いませんので、ご答弁いただけるでしょうか。よろしく申し上げます。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず最初に、大阪・関西万博の現在の取組状況でございます。機運醸成につきましては、これまで公用車添付のマグネット及びステッカーの各公共施設への配布、また各公共施設へのポスター及びステッカーの張りつけ等やっております。また、ミャクミャク君、これはキャラクターでございますが、をあしらったマンホールの作製などを実施してまいりました。

また、万博弁当に忠岡漁協さんの特製ちりめんが採用され、万博首長連合総会時に、関係閣僚、企業、報道機関に対し、地場食材 PR として参加させていただいたところです。

また、独自の機運醸成事業としましては、児童館キッズクラブの子どもたちによる万博

ボード、これは児童館前にございます、の作成や、カウントダウンボードの製作、また公益財団法人正木美術館とのコラボ事業なども予定しているところでございます。その他、様々なイベントにつきまして啓発を推進してまいりたいと考えているところでございます。

3つ目の開会式におけるブルーインパルス展示飛行でございますが、万博における飛行展示につきましては、その可能性について町としてコメントはできかねますが、今後、要請があれば積極的に支援してまいりたいと考えているところですので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。

次は、ちょっと忠岡町に対しての要望をというかですね、それをお願いしたいんですが、ブルーインパルスはホームである宮城県を出発して、途中で給油を行い、南大阪に飛来するそうなんですが、しかし、その飛行経路は住民をあっど驚かすような展示飛行を行うのは不可能だと伺っており、そこでブルーインパルスが全力の展示飛行を行うためには、関空で離発着し、そしてそこで給油してですね、大前提として近年でも民間空港への着陸は実現しているんですが、ぜひ本町としても当該プロジェクトが実現できるように、関西国際空港、関空に要望していただきたいのですが、その辺のところどういうふうにお考えか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

本件に関しまして具体的に町のほうで何かできるのかなというところはございますが、当然、近隣の9市4町、沿岸の9市4町とも連携する中で、当然国・府の動向も見据えながら、できるところを支援していきたいと考えているところでございますので、またよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

8月の1日、2日と政府要望ですね。それで24日、府要望に南議連が参りまして、このブルーインパルスを飛ばすというのが、念願である北高南低と言われている大阪の中でそれを打破する目的で、関空を中心としてこのイベントを成功させて、そしてこの南大阪、泉州地区を必ず良き町、良き市にしていこうという考えがありますので、その辺のところを忠岡町としても、町長もよく考えていただいております。よろしくお願いします。

これで質問を終了します。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。大阪維新の会・呈祥会、尾崎孝子と申します。一般質問をさせていただきます。

まず1点目、児童発達支援センターの設置に向けて。

前回、6月の一般質問で児童発達支援の現状を教えてください、忠岡町内に児童発達支援センターの設置を前向きに考えてほしいとお伝えしました。2025年には超高齢化社会を迎えようとしています。一方では少子化が止まらない状態ですが、支援が必要な子どもは増えています。今、忠岡町で支援を受けているお子さんの受給者証の数が、児童発達支援が14名、放課後等デイサービスは81名と聞いております。小さなまち忠岡町にしては、この数は多いと思います。

泉大津市の児童発達支援センター「にじっこ」は、今年4月に指定管理で、公設民営という形で開設しております。6月27日に大阪維新の会の議員団で「にじっこ」の視察を行いました。18歳まで息子がお世話になっていた貝塚市三ヶ山「こどもデイケアいずみ」の先生、また息子の同級生が保育士として勤務していました。

「にじっこ」での事業内容は3つあります。

1つ目は児童発達支援です。毎日通園と個別療育があります。療育とは発達支援のことで、個々の発達の状態や特性に応じて困り事の解決と将来の自立と社会参加を目指し支援することです。専門職には言語療法（ST）、作業療法（OT）などがあります。「にじっこ」での未就学児のお子さんだけが通園し、1クラス10名までで3クラスありまして、定員30名でした。

毎日、月曜日から金曜日まで週5日間、お部屋の中では絵カード交換式コミュニケーション

ョンシステム、別名PECSというものと、見通しがつくように視覚支援のスケジュールを用いた集団療育を行っていました。個別療育もして、ほかの保育所や幼稚園に通っているお子さんが、月曜日から土曜日、週6日で1回40分枠、月1回から2回で保護者と一緒に療育を行っています。希望者がとても多いそうです。

2つ目は相談支援。相談支援専門員が常駐していて相談を受けています。

3つ目は保育所等訪問支援。通っている保育所、幼稚園、認定こども園、小学校へセンター職員が訪問し、集団生活をスムーズにするための支援を行っていますが、保護者が希望しても小学校、中学校はなかなか受け入れてもらえないことが多いそうです。学校側は非協力的で、支援がうまく進んでいないそうです。この支援はどこの市町村でも難しく、課題になっております。

支援者からはグレーゾーンや早くからの療育が必要だった子が、療育なしにこども園や小学校などの集団生活に入って、つまづくことが多く、しんどい思いをすることが多々あるそうです。複雑化してしまっからの支援は双方とも大変で、「1日でも早く、1年でも早く早期療養していれば違っていたのでは」と聞きました。

子どもにとっての1年は大きなものです。近くでお手本になる「にじっこ」という施設があります。そこで、忠岡町で児童発達支援センターの設置を、公民連携にするなどして当たっていただく課題についてどうお考えか、お聞かせください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

課題につきましては、事業採算性の確保や使用できる建物がない場所の問題などが課題であると思っております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

建物がないとのことですが、今、忠岡町で利用できそうな施設として老人いこいの家や福祉センターはいかがでしょうか。また、一刻も早い支援のスタートが切れそうな施設だと考えた場合、旧忠岡幼稚園跡の適応指導教室の「ソレイユ」が1階部分を利用しているとのこと、2階部分はいかがでしょうか。また、前回一般質問で、数名の通室と聞いております。部屋が空いていれば、入り口を別にするとか入館の時間帯をずらすなどの配慮もできますし、少人数のお互いの存在は貴重な社会勉強になるかと思えます。どうぞ、頭

から無理ではなく、考えていていただきたいです。改めて担当部署からの回答をそれぞれお願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

総合福祉センター並びに東忠岡老人いこいの家は、令和7年度まで指定管理者に運営を委託している状況ですので、運営方法の変更は考えておりません。令和7年度以降につきましては、利用者や関係者の意見をお伺いし、協議が必要であると考えております。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町の適応指導教室「ソレイユ」につきましては、皆様ご承知のように学校への登校が難しい児童・生徒を対象としております。様々な状況の子どもたちが通室しており、できるだけ静ひつな環境が大切であることから、適応指導教室と他の施設の併設については難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

難しいということですね。それでは、東忠岡認定こども園に設置を希望します。そうすれば障がいのある子とない子が一緒に過ごすことを意味するインクルーシブ社会が形成されます。2016年、国連で障がい者のインクルーシブ教育を受ける権利も明文化されています。

2002年生まれの私の息子は、貝塚市三ヶ山の「子どもデイケアいずみ」に3歳からバス通園をしました。地域の忠岡から離れての通園でした。まずは早期療育をしなければと必死でした。子ども同士の刺激がなく、年長5歳児のときには忠岡保育所と並行通園を自らしました。わざわざ私のように並行通園しなくても、児童発達支援センターが認定こども園にあれば同世代の子どもとの交流ができ、インクルーシブ教育ができると思います。ぜひ児童発達支援センターの設置をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

3回目の質問になりますので、この答弁をもって次の質問に移ってください。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

こども園につきましては、施設の届出に関しましてあくまでもこども園として開設許可を頂いていること、また物理的にも空き教室がないことなどから、他の用途への転用はできないものと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。児童発達支援センター設置は国も進めている施策です。私たちが手をこまねいている間も子どもたちは日に日に成長しています。子どものために親は動きます。必死です。ベッドタウンとして坂も少なく、高齢者の方にも障がいのある方にも住みやすいまちです。福祉のまちとなれば移住する人も増えてくるはずです。一刻も早くのご検討をよろしく願いいたします。また、次回に質問させていただきたいと思っておりますので、また進捗状況なども、またそのときにお聞かせください。

次に、「わたしノート」について質問させていただきます。

「わたしノート」というのは、お子さん自身を表す「私」と、お子さんのことを人に分かりやすく伝えるための「渡す」という意味が込められています。子どもの成長や発達の経過、暮らしの中での習慣、その子の個性を、保護者そして周りの人に分かってもらえることができるノートです。乳幼児から成人期までの私の成長記録と支援内容の状況、情報、記録をもとに、一貫継続した発達支援を受けられることを目指しています。作成は何歳からという決まりはなく、本人、保護者、関係者が作成したいと思ったときにスタートできます。

そこでお聞きしたいのが、十数年前に忠岡町でも「わたしノート」を発行していたと思いますが、その後、活用できていますでしょうか。よろしく願いします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

以前は必要とされる方に「わたしノート」を配布しておりましたが、児童福祉法の改正により市町村において障がい児福祉計画を定めることから、平成30年度策定の際に障が

いの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども子育て支援等の提供体制の整備を図るために障がい子育て連絡会議を立ち上げ、切れ目のない支援のため情報交換を行い、サポートブックが完成されました。しかし、幾つかの課題が整理できていないため配布できていないのが現状でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

以前あった「わたしノート」は、支援が必要な人向けで、さらにバージョンアップさせ、サポートブックを全ての人向けに作っていたことは素晴らしいことだと思います。

「障がい子育て連絡会を立ち上げた」とおっしゃっておられましたが、どこの部署の方々が話し合いをされたのか、また課題は何ですか、お教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

障がい子育て連絡会には、地域福祉課、保健センター、教育みらい課の担当課が集まり、サポートブックの作成に当たりました。課題といたしましては、配布対象者や使い方、管理方法、配布窓口などでございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

3部署が話し合っていたということで、さすがにサポートブックの使い方が難しいと思います。他市では、近隣ですけれども、和泉市では「わたしノート」というファイルをダウンロードできるようにしております。そして、泉大津市でも「わたしノート」、こちら泉大津では4つのステージに分けられておりました。

まず、就園前です。2期目が就園、こども園に入っているとき。3期目が小学校、4期目が中学校。この時期によってこちらの記録が変わってきます。そして、岸和田市は「あゆみファイル」というのを作っておられました。こちらは、「あゆみファイル」というのは、校長先生のほうから担任や子どもに関わる人に手渡し、支援の必要な内容を確認し

て、その年月日、氏名を記入して、施錠できる活用しやすい場所に保管して、校長は校内で子どもの支援内容の情報共有を行うようにしております。担任が学年が変わる時期に次の担任に引継ぎをして、きっちり支援のシートを年月日と氏名を記入して引継ぎに活用されてきました。

ここでは、義務教育までは学校保管で、高等学校からは保護者保管になっています。基本は、先ほど保管が難しいとおっしゃっていましたので、基本保護者が記入、保管という形というのは設定されたらよいかと思います。

そして、私が希望したいのは、アレルギーの情報とか過去のアナフィラキシーショックが起きた際のエピペン使用、I型糖尿病のインスリン注射、低血糖症状の有無、過去のでんかん発作や引継ぎの状態や対処方法、医療ケアにサポートブック、あるいは「わたしファイル」のような内容を書いてみてはいかがでしょうかと思います。

小さなお子さんなら母子手帳、大人ならお薬手帳のように1冊持つという考え方もありますので、ぜひ、せっかくサポートブックを忠岡町でも作っていらっしゃいますので、活用しない手はないかと思います。病院を転院しても使えますので、ぜひ活用をお願いしたいと思います。

すみません。なかなか「あゆみファイル」、サポートブックを作るのは難しいとは思いますが、ぜひ活用していただくことを希望いたします。

また、前回質問した義務教育の就学終了後の切れ目ない支援をするためにも、情報共有ツールとしても活用できると思います。窓口での配布やホームページに掲載するなど、一日も早く課題をクリアしていただき、活用できるようにしていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

サポートブックは、あくまで保護者及び本人が記載するものであるなどの周知とともに、窓口配布などの課題を整理し、調整してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ぜひ調整を進めていってください。また、進捗状況を確認させていただきますので、ご

検討のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、支援児の就学相談についてお聞きします。

地域の学校か府立の支援学校、どちらかに進学するのか、教育委員会と保護者との就学相談があります。本人や保護者の意図を酌んだ適切な指導ができておりますでしょうか。教育委員会にお聞きいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

障がいのある就学前の児童が、府立支援学校、町立小学校の支援学級や通常学級等へのよりよい就学先を保護者が選択できるよう、本町教育委員会としましても丁寧な就学相談に努めているところでございます。

その際、町保健センター、こども園等の就学前施設及び学校、保護者と連携を図りながら、担当が就学前施設を訪問して実態把握に努め、保護者に対し適切に情報提供し、支援に努めております。

なお、町立小学校の支援学級に入級希望の保護者に対しましては、保護者の希望に応じて受入先と調整し、オープンスクールの際に支援学級を見学したり、希望日に支援学級を見学するための便宜を図っております。

就学校の決定に関しましては、保護者の希望を丁寧に聴取した上で、医師や保健師、臨床心理士、就学前施設の長や各学校長から成る就学支援委員会で当該児童の実態をもとに、本人にとってよりよい就学先の候補を調整し、保護者にお伝えしております。ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

保護者の希望と本町就学支援委員会との見立てが異なる場合は、どのようになるのでしょうか。よろしくお願ひします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

あくまでも就学先の最終決定につきましては、保護者によりなされるものでございます。しかしながら、子どもの将来を第一に、子どもにとってよりよい就学先となるよう、お伝えすべきことはしっかりとお伝えさせていただいております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。2007年に私も就学相談を経験しています。2008年、障がい者権利条約が国連で発効され、2013年、学校教育法施行規則改正がありまして、就学における保護者の意見の尊重が明文化されました。ちなみに、障がい者差別解消法は2014年です。保護者に対しての条約が画期的に進んだ時期でございます。

ちなみに私の場合、子どもの就学が2013年以前で、保護者の意見はなかなか通りにくかったです。通っていない方もいらっしゃいました。2013年度以降はしっかり保護者の意見が通るようになっているはずです。

今の大阪の就学相談は、障がいのある子どものよりよい就学に向けて、子どもの人権尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育、保育の推進を進めており、地域の小学校、中学校で学ぶことを基本としています。

進路選択のとき保護者は苦しみます。私の就学相談は意思を貫いて、息子を地域の小学校に通わせました。その6年間は、息子は地域の子でした。息子の母として私も認識されました。もし支援学校を選択していた場合、地域では認識されたでしょうか。親はわずかな希望を持って地域の子どもたちとともに就学させたいと思います。それぞれの結果には答えがありませんが、悩んで苦しんでいる保護者に対して、少しでも、わずかでもいいので寄り添っていただけませんか。

次に、福祉サービスについてお聞きします。

「福祉の手引き」に未記載で周知できていないサービスがありました。本町の今後の取組についてお伺いしたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

「福祉の手引き」は、手帳を取得された方の必要な情報を収集する手段の1つであり、重要なものと認識しております。情報量も多く、細かな情報全てを記載し冊子にすることは困難なため、一部を抜粋したものになるんですが、今後は近隣市の「福祉の手引き」を

参考にさせていただき、本町に記載のない内容につきましては記載していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

「福祉の手引き」はサービスを受けるために必要なものです。しっかり手引きに載せていただくようにしてください。また、親の会などの相談できる相談先を「福祉の手引き」に記載することは可能でしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

「福祉の手引き」に記載することは可能と考えております。記載の内容につきましては、各種福祉団体や事務局である忠岡町社会福祉協議会とも協議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。福祉サービスはもちろんですが、ほかの行政サービスも周知できるように、ホームページや広報に載せるようにして行ってください。

微力ではありますが、近隣市の障がい福祉の手引きを取り寄せております。これが高石市です。泉大津市、そして和泉市、そして岸和田市です。全て障がい福祉のサポートブック、しおりになっております。ぜひ、これをお渡ししますので、参考にしてください。私でできることがあれば協力いたします。協力できることはみんなで協力し、スピード、決断、実行をモットーに、誰もが幸せを実感できる忠岡をつくってまいりましょう。

これで、以上で一般質問を終わらせていただきます。重ね重ねよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

今日はたくさんのご答弁を頂く予定でございますので、早速質問に入らせていただきます。

本日は、この数年間で新たに実施された事業について、現在の運用状況とどういう成果、今後の更新費用や次年度予算について伺ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、令和2年度に約1億円をかけまして導入いたしました学校教育課におけるGIGAスクール構想、タブレット教育につきまして、現在の運用状況と導入成果を伺います。

次に、令和3年度に約5,000万円をかけて導入し、岸和田市との共同運用をしております消防の通信指令システム、これにつきまして現在の運用状況と導入成果を伺います。

次に、令和3年度に約1,000万円をかけて導入いたしました勤怠管理システム、庶務システムというんですかね。これにつきまして現在の運用状況と導入成果を伺いたいと思います。

最後に、昨年10月に開始し、今年度800万円の予算計上をしております16歳から18歳までの子ども医療無償化、これ、忠岡町は500円の負担なんですけれども、これにつきまして現時点での予算執行状況と診療科別受診状況をお伺いしたいと思います。

以上4件、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育部理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

1番目のGIGAスクール構想により、令和2年11月末に1人1台のタブレット端末を各校に配備したところでございます。これまでも授業改善を学校教育の柱に、町内の小・中学校3校が連携し取組を進めてまいりました。配備以降はタブレット端末を授業改善をより効果的に進めるツールとして、積極的に活用してきたところでございます。

その成果としては、子ども一人一人の学習の定着状況を把握し、個別の指導、支援に生かせるようになったこと、子どもがインターネットを活用して主体的に調べ学習に取り組めるようになったこと、発表、話し合いの場面で端末等を使って効果的な意見交流ができるようになったことなどが挙げられます。

また、令和4年度の夏季休業中に小学4年生から6年生が端末を持ち帰り、家庭学習で活用いたしました。本年度の夏季休業中も実施したところでございます。

消防長（森下 孝之消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

森下消防長。

消防長（森下 孝之消防長）

岸和田市との消防指令業務の共同運用につきましては、令和3年2月26日から運用を開始いたしました。まず、運用状況につきましては、災害出動や救急出動の件数が増加しました。これは本町から岸和田市管内への出動が増えたことによりますが、それにより他の業務に影響するということはなく、特に出動が増えることにより職員の経験値が上がり、技術の向上にもつながっているものと考えております。また、災害等においては岸和田消防と連携を取りながら対応しているため、定期的に訓練や研修等を実施し連携強化に努めております。

次に、導入の成果でございますが、指令の一本化により直近の車両が現場に出動することで現場到着時間の短縮が図られました。また、初動出動台数が充実し、本町が保有していない特殊車両、例えばはしご車、救助工作車、化学車といった車両が災害現場に応じて出動することによる初動の消防力、増援体制の充実が図られ、当然出動車両が増えることによる現場への手厚い人員体制が可能となり、非番職員の非常招集による出動が減少しました。

そして、今回の共同運用で取り入れました直近指令とゼロ隊運用で高度な運用を実施することができ、導入の成果といたしまして消防力の強化及び住民サービスの向上を図ることができました。

今後も岸和田消防と連携を取りながら住民の安心・安全に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私のほうからは勤怠管理システムの運用状況と導入成果につきましてご答弁させていただきます。

だきます。

本事業は新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用したものでございますが、システム導入により密を避けた時間差出勤や、職員が感染もしくは濃厚接触者となった場合の勤怠管理に資したことはもちろん、ワークライフバランスの実現に向けた取組の基礎となる休暇取得状況、時間外勤務等の見える化が図られたところでございます。

また、各所属長のマネジメントにおいても、時間外勤務をする場合、必ず所属長の事前承認が必要となり、職員個人の判断では時間外勤務ができない状況となっております。システムの導入により働きやすい環境づくりに資する情報が、即時的に所属長、人事担当課が把握できるようになったことで、時間外勤務が多い職員を面談し、その解決策を検討するなど、職員の働きやすい環境づくりに大変効果を発揮しているところでございます。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

私のほうからは子ども医療の年齢拡充における状況についてご説明させていただきます。

令和5年度の16歳から18歳までの予算執行状況につきましては、令和5年3月から5月診療分の3か月分で239万891円の医療費助成を行っております。診療科目別の受診状況ですが、通院におきましては1,011件で236万7,124円となっており、内訳といたしましては医科578件で129万1,769円、歯科127件で48万3,293円、調剤249件で52万6,236円、その他で57件、6万5,826円。入院におきましては1件で2万3,767円となっております。それを12か月換算いたしますと約4,000件で、956万円の助成が見込まれます。

加えて、今年5月より新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類感染症になったことに伴い、医療費等については公費負担から保険適用になったことや、インフルエンザ等の感染症の流行等を考えると、今年度は1,000万円超の医療費助成が必要になることが推測されます。

また、年齢拡充を行った成果といたしましては、対象年齢の子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進が図られたと考えているところであります。

今後におきましても継続して助成を行う必要があると考えているところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。

教育に関しましては、大阪府下の中学校、今年度ですね、全国22位と飛躍的に学力が伸びたと伺っております。忠岡はちょっと上みたいなので、言いませんですけども、頑張っていていただけてるんやと思っております。また、これからもこのタブレット教育を通じまして、より自由で、よりレベルの高い教育を提供できるように、よろしく願いいたします。

消防におきましても、現場到着時間の短縮や非番職員の非常招集の減少など、住民にとっても職員にとっても大変プラスになったようで、これ、統合してよかったのかなと思います。

次に、勤怠管理システムにおきましては、コロナのこれ補助金、答弁でも触れていただきましたけども、補助金を使って導入したシステムでありますので、これは導入するときにおっしゃってた残業代、これだけ見ますと、まあまあちょっと成果は乏しいのかなと思いますけども、やっぱり数字だけではない、町民にも職員にもプラスになる職場づくりに役立っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご答弁いただきました中の2件、再質問をさせていただきます。

まず、学校教育課にお伺いいたします。学校教育課ではこのタブレットを用いた授業を通して、今後どのような運用計画や目標をお持ちでしょうか。また、次年度のシステム更新にかかる費用等の計画はどのように見込まれておりますでしょうか、ご答弁願います。

次に、健康こども課にお伺いいたします。今、予算執行状況と診療科別受診状況についてご答弁を頂きました。今年度は800万円を計上したんですけども、ご答弁の中で数百万円、はっきりは出てなかったんですが、予算不足が予想されるということでありました。初めてやったんで、しゃあないんですけども、思ったより約20～30%増えたんやなという感じやと思います。これ、今年は初めてやったんであれなんですけども、来年度以降の予算についてどのように考えているか。

以上2点、ご答弁よろしく願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず今後の目標としましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、これまで培ってきた成果を生かし、個別、最適な学びや、共同的な学びの充実による質の高い学びの実現を目指してまいります。併せて、ICTを効果的に活用することで教員の負担軽減にもつなげてまいります。特に運用としましては、計算練習や漢字練習等の反復学習を通

して基礎学力の定着を図るためのツールとして、より積極的に活用してまいります。

また、来年度、端末の学習支援ソフト等のライセンスの更新時期を迎えます。更新には高額な費用が必要となり、市町村単独で対応することは財政的にも負担が大きく、困難であります。これまで進めてきた授業改善の取組の成果を止めないためにも、前回同様、国による財政支援が不可欠と考えております。今後、国による財政支援がより確かなものとなるよう、町村教育長会等、様々な団体を通して引き続き強く要望してまいります。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

来年度の予算になりますけれども、今年度の予算の執行状況を見て、来年度の当初予算を計上してまいりたいと考えているところです。また、先ほども申し上げたとおり、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行もされているところであります。その辺も勘案しての計上という形になると思いますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません、まず教育長、えらいプレッシャーがかかります。石本理事がそういう言い方をするということは、国からの補助、見込めてるんやろうというふうに理解をしております。

次に、子ども医療のほうなんですけれども、答弁の中にあって、インフルエンザとかコロナで受診控えもあるとおっしゃってございましたんですけれども、私、今年度、かなり受診控えってあると思ってるんです。ちょっと実は来年度以降のこの予算、まだまだこれ、一遍全額払うと決まりましたら、もう何遍でも補正組んでいかなあかんですよ。使われれば使われるほど。それをどうのこうのと言うてるわけじゃないです。抑えろって言うてるわけじゃないんですけれども、これも実は町民負担、少し心配はしております。

それでは、最後にもう一つ、保険課のほうに質問させていただきます。今年度以降、近隣の自治体でも18歳までの子ども医療無償化、様々な形で実施をされるところが増えてきたんですけれども、診療件数、これ大阪府全体、国全体そうなんですけれども、診療件数が増えたことによって、この大阪府の中で、これ保険料そのものが上がってしまうという、本末転倒と言うたらいかんのですけれども、この16歳から18歳まで無償化にするために保険料そのものが上がってしまうというようなことにはならないでしょうか、ちょ

つとご答弁いただきたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

保険給付である医療費のうちの自己負担分についての助成になりますので、保険料が上昇するというような影響はないと考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。安心しました。私は診療件数がどんどん増えていったら個別診療に影響してくるんじゃないかと、ちょっと心配、保険料に移ってくるん違うかと心配しとったんですが、ちょっと安心いたしました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。シニア世代の雇用対策についてお伺いしたいと思います。

現在の物価高におきましては、年金のみで生活を支えることは非常に難しく、シニア世代の再就職先の確保は極めて重要な課題となっております。定年を迎えられたシニア世代の雇用状況は厳しく、フルタイムでの採用は本当にごくわずかです。パートタイム雇用におきましても採用に至るケースといたしますのは約半数ぐらいやと、非常に厳しい状況でございます。泉大津のハローワークにおきましてもお聞きしましたところ、「このままでは数年以内に60歳以上の求職者というのが全体でダントツに一番多くなるやろう」という見解でありました。既に本町におきましては3人に1人が60歳以上となっておりますため、この再就職先確保の雇用対策というのは優先順位の高い施策になると考えております。

そこで、高石、泉大津市、これは通告書には3市1町と書いてしもたんですが、2市1町なんです。間違いで訂正させていただきますが、高石と泉大津市と合同で毎年開催されているんだと思うんですけども、就職説明会をやっていただいているようでございます。ここでぜひシニア世代の雇用ブースを常設することを提案していただきたい、まず、で、早急に取り組んでいただきたい。その上で、そのノウハウを活用して、忠岡町においても独自でこのシニア世代の雇用対策を行っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

本年度の泉北就職情報フェアは、11月22日に泉大津市のテクスピア大阪にて開催予定でございます。主催といたしまして本年度は代表事務局が本町になっており、泉大津市、高石市と各商工会議所、商工会及び泉大津公共職業安定所と合同で実施することになってございます。フェアにつきましては、シルバー世代の雇用ブースの設置について調整いたしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございます。2市との調整、どうぞよろしくお願ひいたします。

仕事とはお金を稼ぐこと、人が、家族が生活を営むサイクルの中で一番最初に来るものであります。もうすぐ800万人とも言われる団塊ジュニア、私もそうなんですけども、が60歳を迎えるようになります。そのときが来る前に、今から真剣にこのシニア世代の雇用対策について取り組んでいただきたい。

ニュースなどでは働き手不足や空前の売り手市場などと報道されておりますけれども、もう皆さん、仕事は何ぼでもあると思いがちなんですが、これ、シニアになると途端に業種や勤務場所というのは限られてきます。シニアにとっては満員電車に乗って大阪市内へ通勤して、警備や清掃、ドライバーやマンション管理などの仕事をこなすのは体力的にかなりきつい。ほとんどの方が近隣での職場を探しております。

役場はですね、役場ほどその地域に密着した職場というのではないと私は考えております。ですので、これは私たちの仕事ではないというふうには考えずに、地域の企業と連携をして忠岡町においてもシニアの雇用対策、これをぜひ推進していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

議員ご指摘のとおり高齢者の増加とともに健康寿命も伸びており、高齢者の働き口創出は社会で担っていくべき課題であると考えております。事業所としての忠岡町役場は住民の皆様の納められた税を原資に人件費を捻出しており、効率性等が高く求められる一方、一事業所として目まぐるしく変化する社会情勢に対応した施策についても率先して導入

し、模範となるよう求められる面もございます。

会計年度任用職員の採用においては、専門知識を有する技術職員については現在、60歳を超えた方も採用しております。人口減少社会を迎える中、今後も年齢に関係なく能力のある方については採用を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。

7番（松井 匡仁議員）

はい。議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。早期の取組、ぜひよろしくお願いいたします。

ここ数年、国も忠岡町も様々な少子高齢化対策、行ってまいりました。しかし、この働くシニア世代へ、ここには全く手が届いていないように感じます。私も今ちょっとごちゃごちゃと質問しましたんですけれども、言いたいことはたった1つです。この働くシニア世代の失業者を増やさんこと、それだけです。現在、一番人口の多いこの世代の失業者が増えてしまったら、もしあふれてしまたら、少子高齢化対策も全てが、どんな施策もうまく進まへんと思っております。ぜひ役場の皆さんも一緒に取り組んでいただきたい。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。一般質問を行います。

まず最初の質問は、忠岡町が誘致する産業廃棄物焼却施設の問題について、3つお聞きしたいと思います。

まず1つ目は、忠岡町は220トンもの巨大産廃焼却施設の誘致計画を決める際、環境

への影響がどのようになるのか、住民に明らかにしないまま進めています。現在、忠岡町クリーンセンターでは1日20トンの家庭ごみなどの一般廃棄物を焼却していますが、町が誘致しようとしている産業廃棄物の焼却施設では、今の10倍の量の1日200トンもの焼却をするということで、そうすると大気質に影響が出るであろうことなのに、忠岡町は何ら根拠資料も示さず、環境への影響がないかのような印象を与えているのは大問題であります。

忠岡町は220トンもの産業廃棄物の焼却施設を誘致するのなら、環境への影響があるのかないのか、現段階でもう明らかにするために自主的に町独自に環境影響評価をまずすべきではないでしょうか。まず、担当部長よりご答弁をいただきたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部長。

住民部（谷野 栄二部長）

忠岡町独自で環境影響評価を行い、住民に明らかにすべきではなかったかと、そういったご質問でございますけども、ごみ焼却施設で焼却能力1日100トン以上の施設建設に際しては、大阪府環境影響評価条例に基づき、大気質などの生活環境、気象などの自然環境、歴史や文化的環境、廃棄物発生度、温室効果ガス、オゾン層破壊物質など環境負荷についての調査を行うこととされており、支障を及ぼすものでないことを評価の指針に従って確認し、評価をされるものです。

その実施に当たっては、新規焼却炉の焼却炉形式、処理能力、発電電力、運転条件、燃焼温度、煙突の高さ、排ガス温度、排ガス量、排ガス濃度、焼却する廃棄物の種類を明示する必要があることから、施設の設計がある程度進んだ段階でなければ、そもそも最初の手続である環境影響評価方法書の提出はできないということをまず申し上げておきたいと思います。

住民の皆様に関心についてのご不安があるということもでございます。住民の皆様に対しては、住民説明会、広報紙、ホームページ等で周知を行ってまいりましたし、今後も本事業に関する情報は積極的に公開をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これまで忠岡町は、産業廃棄物の焼却施設の環境アセスメントをするのは忠岡町ではな

く事業者がすることだと、こういうことを言われてこられて、だからしませんということでありましたが、今のご答弁でちょっとその部分がなかったということではありますが、実際に設計が進まないといけないというふうな答弁でありましたけれど、産廃焼却施設、それも220トンの焼却炉、産業廃棄物がそのうち180トンということで、今の10倍も、かなり大きな焼却炉が、ここから見える、この議場からも煙突見えますけれども、そこで焼却がされるということですから、やはりどのような影響があるのかということ自主的にでも、いろいろな方法があるかと思えますけれども、大阪府への環境アセスメントという手続上のことではなく、どのくらい影響があるのかということやはりちゃんと調べて、大体こういうことやという予測ですね。あくまで予測ですけども、やって、このぐらいたということを示して、そして、それでどうなのかということ住民の方にお知らせして、そして意見を頂いて、その計画を決めていくという、計画を先に、影響が分からないけれども、大丈夫ですよということを進めているということ、それは不安になると思います。

ということで、やはり環境への影響をできる限り、条件設定がありますけれども、予測を示して、そして産業廃棄物の焼却施設の是非を先に問うべきではないかというふうに思います。これが本来のこの計画、この産廃焼却施設の誘致をというふうなことの本来の手順ではないかと思えます。自主的な、自主的なですよ、環境アセスメントもせず、何のデータや資料もなく、何を根拠に環境への影響がないと言って誘致計画を進めているのかということですが、それは何を根拠に環境への影響がないと言って進めておられるのか、再度ご答弁を頂きたいと思えます。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この大気とかそうした環境への影響については、国の定めた環境基準がございまして、基本的にはその環境基準の以内で設計をするということになってございまして。それで、当然ながらそこに行く車の影響なんかもあるわけですけども、それにつきましても、もちろん環境基準に適合した品物、車両を使うことはもちろんですし、その条件で設計したものであるということで環境影響調査をまず行います。環境影響調査といいますのは、施設が完成した後には事後調査というものがありまして、事前に設計されたものと変わりがないかというところを確認する、そうしたような仕組みの制度にもなっております。そうしたところで安全性が確認をされるということになってございまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

6番（是枝綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

産業廃棄物焼却施設をごみ処理方式に選択するとき、やはりこれ、たとえ費用がかかってもやはり産業廃棄物の焼却施設が環境にどれだけ影響を及ぼすかということ、住民にやはり情報提供しなければ、それでいいですよ、悪いですよということが一切分からない。分からないまま進められていくということの、このことが今起きている混乱の状況ということではないかと思います。

で、事後の調査は、もちろんそういう制度ではそうなっておりますので、大阪府の。それはそれで、実際にはそういうふうな決定、許可がされて決定で進められたら、その手続を踏みはると思いますが、そこに行くまでの間、その方針、そのどういう方式でやるのかということを決めるときに、やはり環境への影響というのがこれだけだということで、一定住民に情報を示すということをしていないということなんです、やっぱりこれはすべきだというふうに思います。

で、環境の基準を守る、環境基準は当然のことで当たり前のことです。環境への影響がある、ないね。今のと変わらない、その辺りを住民は知りたいわけなんです。環境基準を守るのは当然なんです。環境基準を守っても今よりも悪くなりますよという結果が出たら、それは嫌だと、駄目だというふうになると。それやったらいいよという、それを判断するのはやっぱり住民なので、判断基準をやはり最初にきちっとしたそれを示す。忠岡町もお持ちになるという。

忠岡町はこれね、これだから大丈夫だということの根拠を、環境基準を守るという、その一言しか今ないので。ないですよ。「守りますから大丈夫です」と言ってますけれども、じゃあ具体的に「どの程度なんですか」と言っても、「いや、それはやってみないと分からない」ということに今の答弁だとなっていくわけなんです。だから、制度的に自主的にね。自主的に私は、制度にのっとっての環境アセスということではなく、自主的アセスですね。それをやはりしておくべきでなかったかということ、を問うているわけなんです。で、その点について同じお答えかと思いますが、やはりそれをもう一度、今でもちゃんと、お金がかかっても調べて、そうだとすることをやっぱりすべきでないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほどの答弁と重なってしまいますけども、基本的に施設の設計ができないと環境影響評価自体ができないということになってございまして、今、現段階は、焼却炉の一般廃棄物、産業廃棄物を混焼する施設である。それと焼却規模、場所、その辺りの大まかな情報が決まった状態でございます。その状態の中で比較検討しながらこの公民連携方式を決めていただいたということでございますけれども、その設計につきましてはまだ現在着手はしておりませんが、今後進めてまいります。

そして、環境影響評価の中では16の行程がございます。そのうちの14の行程が着手前に行われるものでございます。まずは今議員が言われましたように施設の概要ですね。そこを設計、配置図なんかも加えました、設計図面を少し網羅したようなものを住民に知らしめるといった方法書の縦覧というものがございます。そして、その後意見書があったりとか、そうした幾つもの段階を踏みながら施設の建設に向かっていくわけなんですけど、今現在はその段階ではないということで、よろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

環境への影響がどうなのかと、今の時点で住民に示す根拠もなく、産業廃棄物の焼却施設の誘致計画ですね、進めるというやり方はやはり住民の理解は得られないと思います。一旦計画を止めて、町独自で環境アセスメントを行うことを求めておきたいと思います。

この質問の2つ目ですけれども、2つ目は忠岡町が誘致する産業廃棄物の焼却施設の建設は、住民の中にはもう決まったんやというふうに思っている方がいらっしゃいます。忠岡町が誘致を進める産業廃棄物の焼却施設のこの事業は、先ほど答弁にもありましたが、大阪府の許可が必要であります。しかし、今はまだ大阪府への申請もしておらず、それ以前の実施協定もまだ締結をしておりません。

そこで、お聞きいたします。このような今の段階では産業廃棄物の焼却施設の建設は、もう決まったものだというものでしょうか、まだ決まっていないというものでしょうか、担当部長より答弁を求めます。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業の実施には、環境、開発、建築等の許認可が必要となります。こうした事業を実施する際は、団体としての意思決定を行った後、設

計業務と併せて必要な許認可を取得していくことが通例でございまして、本事業においても必要な手続を経て事業の決定がなされ、事業に移行してきたものと認識しております。

ご質問の許認可を受けてない現段階では焼却炉の建設が決まったとは言えないのではないかと思います。廃棄物処理施設の建設には廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設設置の許可が必要となります。許可に際しては施設の処理能力、位置、構造等設置に関する計画に係る事項、施設の維持管理に関する計画に係る事項を申請書に記載するとともに、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図、排ガス及び排水の処理系統図の添付が必要であることから、施設の設計が一定進んだ段階でないと提出することはできません。また、環境影響評価や都市計画等の手続も同様のものを付して申請する必要があることから、設計作業が進捗した時点での提出となります。それらの許可を得て本事業は進んでいくものというふうに考えております。

以上です。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

結局は決まったんですか。決まっているんですか、もうこれは。許可は得ているんですかといったら得てないわけですね。許可をこれからすると、申請するということですから、これの、この事業というのですかね、工事着工というところはまだ決まっていないということよろしいでしょうか。確認です。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

工事の着手、公的な許可については取れていませんので、現時点では着工することはできません。ただし、この公民連携事業につきましては、さきの議会で協定ですね、事業者との協定にかかる部分の議決を得まして、一応団体としての意思はこの事業を進めていこうというところの方向性、議決を頂いたものというふうに認識しておりまして、現在はその協定に基づいて事業を進めておる、そのような状況でございます。

以上です。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

許可は得ていないということですね。許可は得ていない。工事は着工できないということで、そして基本協定は結ばれた。だから事業はそれに向けて進めていく。計画を進めていくという、進めているという段階だと思います。しかし、実施協定はまだ結ばれていないということですから、実施協定を締結しなければ物事は進まないわけですね。そこから先は実施協定が締結できなければということではないでしょうか。今までの質問をさせていただきます。実施協定を結ばなければ、そこでその申請には至らないということでもありますね。というふうなことで、そうだというふうになんかちょっとお聞きしてるんですけども、それで間違いはないでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

今までのスケジュールを、全体スケジュールをいろんなことで進めさせていただきましたけども、まずは基本協定、事業を進めていくという基本協定、その後ですね。4月24日に建設地でありますし尿処理施設の解体、それとごみをその間、中継する施設の建設、それから、その中継施設を運営する協定を予定に沿って締結をして、今現在、現地で整備が進んでいるというところでございます。

新施設につきましては設計が今からというところもありまして、その設計が一定進捗した段階で、施設の計画があらかた決まりまして、設計が進む段階で新施設に係る実施協定を結ぶ予定でございますので、その実施協定を締結すれば、次に次のステージ、設計またこうした許認可の申請に進んでいくというような予定になるということでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

スケジュールをおっしゃっていただきましたけれども、実施協定を締結しなければ申請はできないということ間違いありません。ということは許可も得られないということでもありますので、今現在は決まったということではないし、そして実施協定もまだ結ばれていないということなので、申請をする段階でもないということだということが分かりました。ということで、住民の方が「ああ、もう決まったことだ」と思っているのは、まだそ

こまでは決まっていらないということで、決まったことではないというふうに申し上げておきたいと思います。

で、3つ目ですけれども、まだ大阪府の許可を受けてないというこの段階ですから、産業廃棄物の焼却施設の建設は確定していません。忠岡町と事業者との実施協定が締結されなければ申請もできないということでもあります。そして、産業廃棄物の焼却施設の建設は確定していませんので、産業廃棄物の焼却施設が建設されない場合もあるということですね。実施協定締結に至らない場合もあると。その際はどのようにするのかということも基本協定には書かれてあると思いますけれども、ずっと中継施設からずっと運んでいくとかいうふうな、そういうことも書かれてありますけれども、その産廃が建設されない場合がある。その際に、にもかかわらず来年の3月末をもって本町のクリーンセンターの焼却炉の火を消して、これから建設する中継施設に町民のごみを集めて三重県の伊賀市まで運んで焼却委託するというのはどうもおかしいのではないかと。何で町民のごみを忠岡町のここのクリーンセンターで焼かずに三重県まで毎日運ぶのかということがちょっとね、何でということなんです。

大阪府の許可が下りてから産廃の建設が始まるわけで、それまでは忠岡町のクリーンセンターを運転していけば、中継施設も造らずに、ひょっとしたら建設されない場合もあるんですから。ということなので、まだ使える焼却炉ですし、協定相手には大栄環境と松和メンテナンスと三菱重工が入っているので、クリーンセンターの整備、運転管理はできるはずだと思います。なぜ来年の3月から毎日、中継施設で積み替えて三重県まで持って行って焼いてもらうという必要があるのか、その根拠が示されておりません。「計画でこうなってます。もう火、消すんです」っていうことやけど、それは結果であります。その方針やけど、なぜそれをするのかという根拠がきちんと示されておりません。ということで、なぜ事業者が忠岡町のクリーンセンターで焼いてもらわないのかということなんですけど、それについてはまず、なぜ三重県まで持っていく根拠、それですね。それをちょっとお示しいたきたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

このたびの公民連携事業につきましては、し尿処理施設の解体でゴミを中継する事業、新しく新エネルギーセンターを建てる事業、この3つを総合的に行っていくという事業スキームの中での協定でございます。そうした計画に基づいてやってございますので、個々、このクリーンセンターで焼き続けるという、そういった議論にちょっと根拠と言われまして、ちょっと答えようがないというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願

いします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

その3つのスキームにクリーンセンターを運転管理していくというのは入っていないからだといいことですが、それもあまり説明にもなっていないと思います。で、焼却炉の火を消す理由というのが、単独方式だと費用がかかるからということならば、まだその理由にもなるんですけど、そうでもなく、大阪府に許認可の申請して許可受けるまではどうか分からないわけですから、だからそれまでの間は動かすというのが通常、普通の考え方ですが、それがですね、三重県に運ぶ費用がまたまた高いんですよ。これね。

焼却委託料がトン当たり3万5,000円で、運搬料がトン当たり6,000円でしたか。ということで4万1,000円ね。一般家庭ごみ。粗大ごみはまた別の料金、いろいろそれぞれ別なんですけども、家庭ごみ、こうね、めちゃめちゃ高いんですよ。トン当たり4万1,000円もかかると。で、割高で、それを特別委員会で聞くと、相手の提示金額で決定したということでもありますから、やっぱりこれ高くつくわけですね。けど、高くつくけれども、「40年間の間で見たら、おしなべたら安くつきます」と言うけれども、もしこれが、焼却炉が認められなくて、建たなくて、中継施設からずっと焼きに行くということになれば割高がずっと続くということになるわけですから、やはりきちんとその説明になっていないことをされるということですから、これはちょっと納得いかない、住民には理解できないというふうに思います。

で、時間もだんだんなくなってきましたのでいうことで、そしたらその延命工事にやっぱり7億円ほど投入して、間もないそんなクリーンセンターを使わないということは7億円がもったいないというふうに思いますし、クリーンセンターをやっぱり運転し続けて、産廃の許可が受けられるまではやはり運転し続けるのが本来ではないかと、これが筋が通る話なんです。なぜ三重までもう、それに決まってないのに三重まで行くのか、この理由を再度ちょっとお聞きしたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほど説明が漏れてましたけども、この事業はですね、新エネルギーセンターを建てるに当たっては、建設に少なくとも3年、4年、長ければ5年ぐらいかかります。その間で

すね、解体しないと新しく建てられないわけですから、どっちみちごみを積み替える仮設は必要なんです。それは忠岡町の費用で建てなければならない。そうしたものがかからないように考えたのが今回の事業スキームになっております。ですから、新しい新施設を造るに当たってこれが最適なプランであるというふうに考えております。

それと、費用につきましてですけど、来年度予算に向けて今調整しておりますけども、今現状のものは、私の感触ですからちょっと根拠はございませんが、現状焼き続けるよりも中継施設になったほうが、（是枝議員「根拠のない話は要りません。根拠のない話は聞いても仕方がないので」と呼ぶ）3つの比較、3種類の比較でお示しをしておりますけども、今現状、焼き続けるよりも中継に変わったほうが安価に上がるというような結果になると思われます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

根拠のないご説明、答弁は要らないです。まず解体費用がね、やはりし尿処理場の解体費用といたしますけれども、中継施設が要らない場合もあるかもしれないということもありますので、たかだか2億円ほどですけれどもね。そういったこともきちんと、もう少し根拠のある議論をしていただきたいと思います。

もう4分しかありませんので、あと2つ質問がありますので、これはやはりクリーンセンターは、運転管理を続けながら、はっきりしてから、許認可を受けてからやはり焼却炉の火を消すというふうなのが本来の当たり前のやり方ではないかということ是指摘して、次の質問に移りたいと思います。

3つ目は、次にちょっとシビックセンターの敷地内に設置のATMがなくなることについて質問いたします。質問通告書には9月28日をもって廃止とありますが、9月29日に訂正いたしたいと思います。

今回、9月29日でATMが閉鎖され、忠岡町役場から銀行のATMが一切なくなってしまうということになってしまいます。先月、8月にこのことが、ATM構内の自動ドアに張り紙がされていた。住民の方から「なくなったら困る」「存続させてほしい」というお声、たくさん頂きました。

特に足の悪いご高齢の方や障がいのある方は、スーパーライフや泉州銀行まで行くのは大変ですし、交通安全やバリアフリーとの関係から「やはり役場のATMが安心して利用できる」という声もたくさんお聞きしております。市役所や役場には普通、ATM機があるのに、忠岡町役場だけがないということになります。役場の窓口での各種公共料金の支払いに不便ということも出てきます。住民の利便性の確保のために、忠岡町としてシビックセンターの中に建てる際にATMのこの場所を造って、そして誘致をしたということで

すから、忠岡町の責任でやはり存続させる努力をすべきではないかというふうに思います。

そういったことから、そこに入る金融機関を募ったのも忠岡町でありますから、誘致したのであれば存続させるべきではないでしょうか。指定金融機関の条件の中にA T Mというふうなこともやはり入れていただきたいと思います。引き続きA T Mを設置する努力というのはどのようにお考えでしょうか。担当よりお聞きしたいと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

シビックセンター敷地内に設置しています池田泉州銀行のA T Mにつきましては、平成10年のシビックセンター竣工当時から設置しているものでございます。今般、当該銀行からA T Mにつきましては、キャッシュレス化の進展や全体的な利用件数が減少傾向であること、またシビックセンター周辺には池田泉州銀行忠岡支店を初め、店舗以外、近隣にもA T Mを設置していることから、その最適配置を会社として検討する中で、利用件数等も勘案し廃止させていただきたい旨の連絡がございました。

つきましては、ご指摘のとおり住民の方々の利便性の確保を図る観点からも、町といたしまして慰留を働きかける一定のお話はさせていただいたところではございますが、慰留に至らず撤退となった結果につきましては、ご理解いただきますように、よろしく願いをいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

住民の方の利便性の確保という点では引き続き、これで終わりではなく引き続きA T Mを誘致するという努力は今後も続けていただきたいと思います。ほかに、周辺にあるからと言いますが、ライフのところは大変、かまぼこ型の歩道になってて、車椅子の方、なかなか危ないですし、銀行のところは大変車の通り、人通りの多いところで、駐車場から渡るのも大変危ないということで、やっぱり危険だということで、ここが安心できるという、そういうお声がたくさん寄せられています。引き続き、A T M機もない町役場というのは大変寂しいもので、近隣にはまだまだ全部の市役所にはあるのに、忠岡だけないということのないように、引き続きA T Mの設置を求めたいと思います。

質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

答弁。

6 番（是枝 綾子議員）

答弁、最後頂きます。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今後、あのスペースにおいて引き続き銀行のATMの設置というところで町として周知等を行うべきではないかというところではございますが、現在、今後ATMを設置することにつきましては、先ほども申し上げましたようにキャッシュレス化の進展や、ATM機に係る維持管理費及び現金輸送に要する人件費など、全国的に見ても多数の金融機関において、出先のATMを撤退させるような会社としての方針を打ち出しているようにも聞いてございますので、新たに金融機関のATMを設置することは現時点では難しいのではないかとこのように考えてございますので、ご理解よろしくお願いをいたします。（是枝議員「するのかどうかということを知っているから、しないということですね」と呼ぶ）

議長（北村 孝議員）

以上で是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。15時から再開をいたします。

（「午後2時45分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後3時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

日本共産党、二家本です。質問通告に従って、これより一般質問を行います。

まず最初の質問は、忠岡町が誘致する産業廃棄物焼却施設の問題についてです。

忠岡町が進めている産業廃棄物焼却施設の誘致計画は、昨年2月の一般廃棄物処理基本構想で、町単独方式、広域方式に加え、民間事業者による処理、いわゆる公民連携方式の3つの方式、案が示されました。忠岡町はこの3案で定性比較評価を行い、昨年8月に公民連携方式を最優先方式として決定しました。この定性比較評価については、議会で「職員で評価を行った」と答弁があり、住民が関与していないことが分かりました。定性評価は、数字で表すことのできないものに対し評価をすることです。評価する側の主観性が入りやすく、公平性を保てるかどうかポイントになります。よって、多くの人に評価をしてもらう多面評価をすることで公正な評価を下すことができます。

ごみ行政は地域の生活環境と密接な関係があります。だからこそ方針を決定づける定性比較評価に住民に参加してもらい評価をしてもらうことが必要ではなかったでしょうか。なぜ定性比較評価に住民を参加させなかったのでしょうか。担当部長より答弁をお願いします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ごみ処理方式の調査は、それまで検討されていた広域処理に加え、先進事例や他の自治体の処理について調査研究を行うため、令和3年7月に一般廃棄物処理基本構想の策定作業を開始、その後、忠岡町廃棄物減量等推進審議会の中に専門部会を設置し、廃棄物処理の現状を報告する中で、将来のごみ処理システムについて現状処理継続、広域処理、公民連携処理の比較検討をする旨を説明させていただき、令和4年2月24日の専門部会では3つの処理方式を比較した資料について審議をいただきました。その資料は専門部会の専門性を踏まえて比較資料として取りまとめたものであり、公民連携に有利になるような公平性に欠ける方法ではないというふうに考えておりますので、まずその点を申し上げておきます。

ご質問の住民の比較調査への参加につきまして、まず比較資料の作成経過について説明をさせていただきます。令和4年5月より一般廃棄物処理基本計画策定作業の中で廃棄物処理等調査を実施、サウンディング調査や各処理方式について調査研究を行いました。それらを本町で取りまとめ、5月10日と6月29日に議会説明、8月3日に廃棄物減量等推進審議会専門部会、8月24日にまた再度議会説明、9月12日に住民説明会を行い、あわせて情報公開を行ってまいりました。9月29日、公民連携関連議案の議決を受け、10月3日に公民連携事業の実施方針を公表いたしました。11月7日より町内10か所

の自治会館で住民説明を実施するなど団体意思の決定と社会的合意、コンセンサスの形成に向け取り組んできたところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

スケジュール、流れについてはそういうことだったと思います。私がここで問いたいの、定性比較評価になぜ住民が参加していないかということでもあります。先ほど専門性が高いということで、専門部会を開いて、そこで議論をしたという答弁がありました。やはりその中で確かに数名の住民の方は代表で入っていらしたかと思います。しかし、住民の多くの方がやはりこの今後40年間にわたる事業についてのごみ処理方針を決める際に、やはりそこに参加してちゃんと比較することが必要ではなかったのでしょうか。そこにそれほど住民の声が入っていなかったのは問題であったと思います。住民不在の中で進められている計画ではないでしょうか。優先方針を選定する過程や決定に住民を参加させないことは、住民自治に関わる問題であります。計画選定の過程や決定の議論に住民を参加させなかったのは、忠岡町は事前から公民連携を目指していたのではないのでしょうか。そのことについて答弁をお願いします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

計画をつくって、このごみ処理方式を決めていった過程につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおりです。今、昨今、計画づくりに住民参加ということもありますけども、個々、この計画内容の方式に、住民の皆様の一つ一つこの内容を決めていただくという手法は他の計画においても実施もされておられませんしですね。現状は、我々が細かく調査をさせていただく、また審議会に諮って専門家のご意見も頂く、またパブリックコメント等で住民様のご意見も伺う、そうした手順を踏んできておりますので、一定これまでの経過につきましては適切な方法ではなかったかというふうには考えておるところでございます。

以上です。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

計画づくりには住民の参加してるところは少ない、他の計画においてもそういうことをやってみることは少ないとおっしゃるんですけども、果たしてこのごみの事業が住民の、住民参加があまり必要がない事業だったかというたら、私はちょっと疑問に思います。ごみ行政というのはやっぱり住民の皆さんで、減量化も含めて考えていかないといけないところがあるので、やっぱり方式の決定とかについてはきちんと住民のほうから住民にも参加していただき比較、定性比較にも参加してもらい、それで方針を決めていく、そういったことが必要ではなかったでしょうか。そういった意味で今回の計画については計画の段階から住民に努力をしていないということが分かりました。

続いての質問に移ります。

1955年から73年まで日本は高度な経済成長をしてきました。その間、工業発展も遂げ、日本各地に工業地帯ができました。しかし、同時に工場から出される排ガスや未処理排水等で人体に影響を与える被害が報告され、四日市ぜんそく等の四大公害が発生しました。その被害を受け、大気汚染などの環境悪化を防止するため、後に法整備を行ってきた経緯があります。

環境保全は地域住民にはとても関心が高いことだと言えます。しかし、今回の定性比較の中には環境保全という項目がありませんでした。住民の関心が高い項目だと思いますが、なぜ定性比較評価の中に環境保全が入っていなかったのか、それについて答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

日本の公害問題につきましては議員ご指摘のとおりかと思えます。高度成長期に多くの公害を出して、日本国はそれを乗り越えて現在の姿があるというふうに認識をしているところでございます。

それでは、お答えいたします。廃棄物処理施設整備事業の比較評価検討資料においては、施設概要、地域貢献、経済性、監視、人口減、ごみ減量、国の施策について比較を行っています。

ご質問の環境問題については、忠岡町単独、広域処理方式、公民連携協定方式ともに国の定めた環境基準を遵守することは必須でございまして、また府条例に基づく環境影響評価により環境の保全についても確認、保全をされますので、比較評価の項目とはしていません。いずれの案におきましても等しく環境への配慮を行うものである

というふうに認識をしているところでございます。

以上です。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほどの是枝議員の質問もありましたけども、環境基準を守る、これは当然のことです。それに、なおさら必要なのがこの地域の環境を守っていく、これは行政として必要なことではないでしょうか。子育て中のお母さんから不安の声を聞いています。焼却施設から出される排ガスや産廃を運搬する車両の増加によって子どもに悪影響を及ぼすのではないかという声も聞いています。だからこそ定性比較の調査の中に環境保全を入れる必要があったのではないのでしょうか。

住民からは「もし環境保全を項目に入れた場合、ケース1の町単独は現状と変わらないので○評価、ケース2の広域化は忠岡町で焼却しないので◎、ケース3の公民連携方式はそもそも焼却量が今の10倍になり、幾ら施設がよくなっても排出のガスの量、そして運搬車両の増加により△、そういったところが妥当ではないか」という声が届いています。要は、産廃焼却施設の評価が悪くなるからではないですか。よって評価が下がってしまうので項目に入れなかったと推測します。

この計画は住民目線ではなく、忠岡町本位で進めている計画であり、環境のことは考えていないと思います。忠岡町の環境保全についてどうお考えですか、答弁をお願いします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

このごみ処理施設ですから、環境のことが最重要課題であることは間違いございません。ですから我々は、新施設建設に当たっても国の定めた基準を上回る目標値を立てて、それを守っていくと、この現状の環境をこれ以上悪化させない、変えることがないような施設運営を目指していくというところで進めておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

環境基準を守るのは、先ほども当たり前と言ってます。上回る目標値も設定する、それも以前の説明で聞いております。しかし、それについての説明というのが、先ほども是枝

議員おっしゃってましたけど、具体的な根拠がまだ何も示されていません。そういった中でこの計画を、今の環境基準を守るから大丈夫ですといった、そういったことだけで進めていくのは本当にどうなんでしょうか。その辺についてはいまだに疑問が残り、やはり住民の不安を取り除くことはできないと思います。

続いての質問に移ります。

廃棄物焼却施設は、住民が近くに設置してほしくない施設であることは間違いありません。先ほども述べたように住民からは大気汚染や環境問題には不安だという声も聞いています。しかし、忠岡町は昨年11月に行われた住民説明会以降、2月の広報紙に仮称地域エネルギーセンターの概略とQ&Aを記載されたものを広報の別冊として配布したのみで、それ以降の進捗状況を知らせる説明がありません。

忠岡町は現在の進捗状況を住民に知らせる必要があります。それは公民連携協定書の締結の際、忠岡町の役割に「住民に説明すること」と挙げられています。しかし、忠岡町はほとんど情報提供がされていません。その結果、住民の声を聞いている中で、そもそも産廃焼却施設の計画を知らない住民も一定数おられます。これは明らかに忠岡町の周知不足であります。「丁寧な情報提供をする」と過去の議会でも答弁しています。丁寧な情報提供とは、住民説明会などを再度開催し、情報を開示することです。住民説明会などの開催を含め住民への情報の周知はどのようにされるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

住民説明につきましては、昨年11月7日より町内10か所の自治会館で、令和6年4月以降のごみ処理方式について説明をさせていただきました。その後、本年1月20日に仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業、公民連携協定の締結について議決をいただき、スケジュールに沿って事業を進めているところでございます。

途中経過等につきましては、ごみ処理施設調査特別委員会におきましては適宜ご報告をさせていただいておりますけれども、住民に対しましては、現状においてはこれまでの説明と大きく異なる点はなく、既存施設の解体や中継施設の整備をする段階でございますので、今後住民に周知すべき情報、そうしたものが出てきた時期に適切に実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

周知の方法についても、昨年の11月の各集会所を回った住民説明会以降は議会の説明のみということであって、先ほども申し上げましたけど、昨年2月に広報の中で仮称地域エネルギーセンターの概略の要旨は確かに入っていました。しかし、それ以外のことというのは、ホームページを見ても情報はありません。それ以降の広報の中にも書いていません。これでは忠岡町が周知するすべはどこにあるんですか。そういう周知ができてないというのが現状の産廃計画をそもそも知らないということにつながってるんじゃないでしょうか。

そもそも忠岡町の役割が当初から変わっています。昨年10月に公募型プロポーザルの実施に関わる基本的な考え方の際には、「忠岡町の役割は地域住民等の理解を得るもの」となっています。しかし、今年2月の公民連携協定書締結時の報道発表の資料では「関係住民に説明」に変わっています。これはどういうことでしょうか。忠岡町は住民の理解を得ることをしないということですか。なぜこのように変わったのか、答弁をお願いします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

すみません、ちょっとその関係住民という資料が今ございませんので、ちょっと今お答えはできないんですが、基本的に我々が住民に対する情報公開をしていこうという姿勢に変わりはございませんので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

じゃあ、住民に情報公開していくのであれば、もっと公開していかないと意味がないでしょう。今、私、まちを回っている中で、いまだに産廃焼却施設ができる計画、知らない、そういった方は、先ほども言いましたけど一定数おられます。やはりそれについては何も知らない状態なので、議論すら生まれてこない。そういった状況の中で計画が進められています。やっぱりそれは忠岡町の責任でもあり、説明責任、理解を得る必要があるんじゃないでしょうか。そういうところが、今の住民の不安な気持ちがあるままにして、解消とはなっていません。忠岡町の努力がまだまだ足りないということです。このような状況で計画を進めていくのは将来の忠岡町にとってはマイナスにしかならないです。住民の説明、理解を深める時間が必要であり、一旦今の計画を、住民の議論を深める時間をつく

るため、今の計画を止めるべきだと要望し、この質問を終わります。

続いての質問に移ります。災害時における障がい児の避難場所の確保について質問いたします。

災害時における障がい児の避難場所の確保は、今までの議会でも質問させていただきました。ちょうど100年前の1923年9月1日に発生した関東大震災、加えて災害が多い時期でもあることから、災害に備えつつ知識を深めるため、そして9月は防災月間とされています。

災害時に一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦など、いわゆる要配慮者に対し支援が必要な人たちのための避難所として福祉避難所があります。以前の一般質問でも「要配慮者の避難場所の確保は難しく、障がい児が避難できる場所と限定すればさらに確保は厳しい」との答弁でありました。

他の自治体にも確認したところ、障がい児の福祉避難所の確保にはどの自治体も苦慮されています。避難所の確保が厳しい状況の中、忠岡町はどのような確保の体制を整備いたしますか。ご答弁お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では町内の15の要配慮者施設と災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定を締結していますが、主たる利用者は大人を想定しているところでございます。

また、令和4年11月、大阪府立和泉支援学校の協力を頂き、災害時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書を締結しておりますが、利用者は在校生とその家族となっているところでございます。

本町保健センターについては、要配慮者の方々が避難する福祉避難所と指定しており、災害発生時に開設した場合は障がい児や高齢者、妊婦の方々などの利用する避難所となります。

以上のことから、現在本町では保健センターを福祉避難所として開設した場合は障がい児が利用できる避難所となりますが、障がい児のみが利用できる福祉避難所は確保できていない状況でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

やはり障がい児の避難場所については確保できていないというのが現状であります。しかし、避難所の確保は自治体の責務でもあります。確保ができない状況について今後どのように体制を整えていくのか、忠岡町の考えをお伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

障がい児の受入れについては専門性も必要となること、また町が設置する避難所自体の数が限られていることもあり、現時点では障がい児のみが利用できる福祉避難所の設置は難しいものと考えております。障がい児が利用できる福祉避難所の確保については、近隣自治体でも対応に苦慮している状況でありますので、他市の情報収集にも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

この確保については、やっぱりいつ災害が起こるか分からない状況であります。特に障がい児を含め要配慮者というのは、特に本当に配慮が必要な方が多くいらっしゃいます。それを避難所に来て、一旦自宅に帰すのではなくて、忠岡町としてどういう避難場所が提供できるかというのを考えていっていただきたいと思います。

ちょっとここで事例を出してみます。大阪市内のあるお寺では、自力での避難が難しい災害弱者のうち、指定避難所での対応が困難な医療的ケア児、医療的ケア者や障がい児者とその家族への支援を決めていて、看護協会や地元の支援学校のPTAとの連携も進めているという話を聞いています。先ほど近隣自治体とも協力していくという話もありましたけども、近隣自治体だけではなくて様々な事例を参考にして、障がい児の避難場所の確保に向けて取り組んでいっていただきたいことを要望して、この質問を終わります。

最後の質問になります。学校及び公園・児童遊園内の道具の点検について質問いたします。時間の都合上、1と2の項目について一括して質問したいと思いますが、議長、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

許可いたします。

5 番（二家本英生議員）

ありがとうございます。学校及び公園、児童遊園内の遊具の点検について質問いたします。

子どもたちは遊具での遊びの中で身体的、社会的、認知的な能力を身につけていきます。身体的には運動能力や協調性が身につきます。社会的にはコミュニケーションや協力のスキルが向上します。認知的には想像性や問題解決能力が育まれます。様々な能力が身につく遊具遊びですが、遊具が安全でなければ安心して子どもたちは遊ぶことができません。

学校遊具の点検は、学校保健安全法の中で義務化されています。学校設備の安全点検などを含んだ安全計画を策定し実施しなければならないと定められています。また、学校安全法施行規則の中で、毎学期1回以上の点検を行わなければならないとされています。しかし、建築基準法に基づいた学校施設の法定点検とは異なり、報告義務は課されていません。

遊具での事故は、子どもの主体的な行動により発生するケースが半数を占めています。遊具の老朽化による事故は約1割程度と言われています。しかし、遊具の損傷による事故は、子どもたちの想像ができない中、事故になるので、重大な事故につながりやすいです。また、学校だけではなく公園や児童遊園にも多くの遊具が設置されています。忠岡町の遊具の現在の点検方法と今後の対策について関係部局よりそれぞれ答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

遊具の安全点検につきましては、各学校園においては現場の職員が、またその他の教育委員会所管の公園につきましては町職員が定期的の実施をし、不具合のある箇所があれば速やかに修繕をしたり、状況によっては使用を控える等の対応をしております。

今後はそれらの定期点検に加え、年1回、専門家に点検していただくことにより、より安全に安心して子どもたちが遊べる環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

産業まちづくり部、村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

私のほうからは公園、児童遊園などの遊具の点検方法と今後の対策について答弁させていただきます。

遊具の点検方法につきましては、庁内作業の合間などを利用し、職員が目視や触診、聴診、打診による点検を実施いたしております。また、公園などの利用者からのご指摘、本課職員による点検を踏まえ、現在、公園管理台帳の整備を進めているところでございます。補修から更新へと中長期的な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

これから、点検については定期的にそれぞれ行っていただいているという回答を頂いています。これからについては、産業まちづくり部のところでは台帳を作っただいて、定期的な管理も含めての点検をしていただけるということで回答いただきました。

学校側にちょっと確認したいんですけども、先ほど定期的な点検ということをおっしゃってましたけども、先ほども言いました学校保健安全法の中の月 1 回の点検というのは現在されてますでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

すみません、月 1 回までは多分できてないと思います。毎学期になります。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

すみません、月 1 回ではなく、毎学期です。毎学期にされてるということで分かりました。そうしますと、これからやっぱり子どもたちの安全を守るために遊具の点検を進めていっていただきたいと思います。

以上で一般質問終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問を行わせていただきます。

その前に議長にお願いです。産廃焼却施設の誘致についてであります。①と②をちょっと逆にして、②のほうから質問を始めたいと思いますが、許可いただけますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

許可いたします。

12番（河野隆子議員）

ありがとうございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

忠岡町が現在進めている産廃焼却施設の誘致についてです。さきの6月議会の一般質問で、「忠岡町が公民連携方針を決めたのは全くの住民不在であり、それで町は住民の合意、理解を得たと考えておられるのか」という質問で、「住民合意を得る手続ではなかったと思う」という町の答弁がありました。

そこで、1つ目の質問に入ります。産廃焼却施設の誘致計画は、住民の生活、環境にどれだけの影響を及ぼすのか分かりません。昨年、忠岡町が開催した住民説明会でも心配する声、不安の声が寄せられていました。町は、住民合意を得てないと、そういった手続ではなかったと言っているにもかかわらず、合意もないまま計画を進めていくというのは、町としての本来の役割を放棄しているのではないかというふうに思います。担当部長よりお答えをお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

6月議会で「住民合意を得る手続ではなかったと思う」という答弁があったというご指摘でございます。その答弁は「住民説明会において住民合意を得たのか」という質問に対してのものです。住民説明会では、新しいごみ処理施設、仮称忠岡町地域エネルギーセンターの概要と事業方式に係る比較検討資料の説明をさせていただきました。説明後に質疑応答を行い、その中でご意見も頂きましたが、その場は「事業の賛否を問うものではなかった」という趣旨の答弁をさせていただいたものです。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

説明会において合意を得たというものではなかったという、今、担当部長の答弁でありました。しかし、合意を得るあとの手法ってあるんですか。説明会はもうこれしかないんです。なかなかその後、全く町のほうは説明会をしていない。それで、昨年8月の後半、議員にごみ処理方針案の説明ですね、ありました。そこで、今おっしゃったように9月12日のふれあいホールを皮切りに、11月に入ってから10か所の集会所で説明会をされたということです。

そこでいろんな意見が出されました。忠岡町のような狭隘なところに、しかも忠岡町の地先、クリーンセンターがある場所から臨海道路を越すともう住宅地が密集しているにもかかわらず、そんなところに巨大な産廃、廃棄物を焼く施設を誘致するのかと、そういったご意見もございました。どんな産廃のごみを燃やすのか、ごみを搬入する大型トラックは日に何台、どの道を通るのか、排ガスの影響はどうなるのか。どれも明らかになっていない、そういった住民説明会であります。

そういったところで住民の方は精いっぱい意見を言われたわけなんですけど、そしたら合意を得るのはいつの場面でされるんでしょうか。この昨年8月、私たち議員に説明がありました。そこからまだたった1年です。1年しかたっていません。そんな短い期間で住民の合意を得るわけありませんし、計画はやはり一旦中止して、住民としっかりと話し合うべきではありませんか。そのことについてご答弁お願いしたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

このごみの処理場につきましては、一応必要な調査、また周知、また議会の皆様への説明、議決をいただきながら適切に行ってきたというふうに考えておりまして、この事業を一旦止めるような予定はございませんので、よろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

適切に進めているというご答弁でありましたが、全く適切に進めていると思えません。そもそも忠岡町がこの産廃誘致の計画を住民に知らせるといふ、その責任は果たされていますか。放棄されていると言わざるを得ないんじゃないでしょうか、今の状態ではね。このようにわずかな期間で、しかも住民説明会では「忠岡町のごみ処理方針と減量化に関する住民説明会」というお知らせが掲載されていたのに、タイトルは書いているけれども、減量化の計画は現在策定中なので、今後のごみ処理方針についてのみ説明をすると、そういうお断りから始まりました。

この住民説明会に参加された住民は、ごみ減量化の話だと思って、参加しない住民もいると。やっぱりちゃんと産廃焼却施設を誘致する計画を今忠岡町は考えていると、その説明会だと言ってもらわないと関心度が違うと。そう言われた住民の方もいらっしゃいました。そうなりますと「町の産廃隠しだ」と言われても仕方がないのではないのでしょうか。住民の理解を得る手法を取っていない、だからもちろん合意など得られるはずがありません。合意は必要ないと町が思っているのか、そこら辺でありますけれども、やはりこのようなタイトなスケジュールですね。これで事業系グループと公民連携協定の締結、これはやはり一旦立ち止まって住民としっかりと話し合うべき、住民と一緒に進めていくと、そういった計画だというふうに思います。もう一度答弁お願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほど答弁させていただきましたとおり、本事業は必要な手順を踏んで事業を推進していくものと考えておりました、その中でこれまで事業が進められてきております。ということで、一旦停止をするといったことは考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

全く今の答弁で、住民の声を聞かないと、全く無視と、こういった答弁であります。こんなことで、行政として進め方、これでいいのかというふうに思いますよ。

で、2点目に移るわけなんです、このごみ処理の方法ね。これを決めるのは忠岡町ではなくて、住民が決めることだという認識ですね、もちろんもう今のお答で、ないんでしょう。そやけど、これは本当は住民が決めることなんですよ。そこにやはり町の役割

というのがあるというふうに思います。

これまで忠岡町は、ごみの処理方法をこのように住民不在で進めてきました。だから不安の声や反対の声が上がってくるのは当たり前のことです。しかし、忠岡町は全くその声を聞こうとしないと、そういう答弁であります。十分な説明もしないまま、一方的な町の考えで計画を推し進めようとしている。もう公民連携、つまり民間の産廃施設を誘致する、これしかないんだという説明をしてきた忠岡町は、住民の声を聞くという姿勢が全くないということでもあります。

先ほどの質問の中で、谷野部長は内容を一つ一つ住民に決めていくものではないというふうにお答えがありましたけど、決めていくも何も全く情報がないんですよ、住民には。3月の広報で協定を、エネルギーセンターという美しい名前だけね、エネルギーセンターということで協定を結んだという写真と、それから別刷りで2月にエネルギーセンターのことを書かれたのが広報には挟まっていました。しかし、住民がどうやってこれで判断するんですか。

ということで、産廃焼却施設の誘致計画、どれだけの住民が知っているのか。私たち忠岡町、まちに出ますとやはり聞く人聞く人、半分以上の方、これは私が聞いている住民の方ですけどね、半分以上の方がこの産廃施設が来るといえるのはご存じありません。それだけ住民の方は知らないんですよ。知らせていないですからね。なので、やはりこのごみ処理の方法を決めるにも十分な情報がないまま、忠岡町は発信することもなく、ただ、もう一方的に進めていると。

で、やはり自分たちが出したごみ、これがどこに行って、どのように処理をされて、どのような影響、環境ですね、例えば環境に影響を与えるのかというのは、やっぱりこれはね、みんなのことはみんなが話し合っただけで決める、それが抜けてるんですよ、まさにこの計画。このごみ処理方針を決めるには、この民主主義を大事にしないといけないのに、そのこと抜きで進めています。住民自治を踏みにじるやり方ではないかというふうに思います。町の認識を聞きたいと思います。お答えお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

答弁が重なりますけども、適切に進めてきたというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

簡単な答弁ですね。中身の無い。住民のことを考えたら、もうちょっと答弁のしようがあるんじゃないでしょうか。

すみません、ちょっと私、2番に移るときに言い忘れましたかね。ちゃんと言うてますか。2つ目の質問のときに言いましたかね。すみません。

もう2つ目の質問に移ってるわけなんですけど、自治体が清掃工場を例えば建て替えるとする。また、あるいは民間の産廃施設が来るとなると、住民との話し合いの場、一方的にこう決まりましたよという、そういった説明ではなくて、やはり住民の意見も聞く、そして懇談会も何度もする。全国的にそういうふうな流れになってますよ。それは何年もかけて丁寧にしていく。それこそが行政の役割ではないかというふうに思います。そのように情報が少ない中で、そして先ほども言いました、たった1年で方針を決めてしまう。そんな状況の中で住民の声、どこで上げるんですか。住民はどこで声を上げたらよろしいんですか。パブリックコメントもされましたが、寄せられた住民の声、これも全て公表をされませんでした。

このように自分たちに不都合なことは全く聞こうとしていない、そういった姿勢ではないかと言われても仕方がないと思います。なので部長、もうちょっとちゃんと、心のこもったと言うたらおかしいですけどね。そんな簡単な答弁ではなくて、もうちょっときっちり住民のことを考えた、そういった答弁してください。

議長（北村 孝議員）

河野議員、部長、町長、どちら。部長でいいですか町長ですか。

12番（河野隆子議員）

部長です。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

重ねた答弁にはなりますけども、事業の計画立案のところから、情報は一応説明させていただきました。短い期間ではありましたけども、住民説明会も実施し、議会の手続も折々に挟んで行わせていただいて、こちらが持っている情報は全て隠さず提出をさせていただいてご判断いただいたというふうに考えております。

それと、意思決定まで時間が短いということではございますけども、これから約10年のですね、操業開始までの時間がございます。その間には、是枝議員の質問にもありましたけども、都市計画であったりとか環境影響評価であったりとかですね、そうした場面で

住民説明会であったりとか公聴会、そうした場面は多々出てまいります。そうしたところには法に基づいて住民の皆様、意見を申し述べることもできますし、それを受けて許可権者が判断を下すというふうな手続も踏んで事業が進んでいくわけでございますので、そうしたところもご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

都市計画審議会もこれから、今後開かれていくということではありますが、そういった中と、それから公聴会ですね。都計審には議員入っていますけれども、住民の方も数名、メンバーとして入っておられます。しかし、それがどれだけの住民の声がそこで拾えるのかというところで、やはり全住民がですね、このことを知らない住民がいてないと、そこまでやっぱり努力をして知らせるべきではないかというふうに思うんです。それはやはり進め方、合意なくとも進めるんだという姿勢の下でそういった流れになるのかなというふうに思います。

3つの選択肢が以前はありました。その中で、忠岡町のこれまでの方針であった広域化もその中に含まれていた。それを産廃焼却施設を誘致するという事で収入が見込まれると、そういった安易な理由で町が一方的に決めてしまう。もう町の方針は決まったので、もう住民の声は聞きませんよ、合意も要らないよと考えておられるとしたら、それは民主主義に反することだというふうに思います。やはり住民と全然まだ話し合いができてないんですよ。なので、やはりこの産業廃棄物焼却施設は一旦中止して、先ほどの最初の質問に戻りますけれども、十分に住民と話し合う、そういったことが求められるというふうに思います。そこが忠岡町のあるべき姿と思うのですが。

先ほどね、大阪府の認可が下りなかったらこの計画も進められないということもはっきり、是枝議員の質問ではっきりいたしました。なので、まだ立ち止まることはできると思うんです。ですので再度、もう一遍聞きますが、最後ですけど、忠岡町のあるべき姿で住民自治を大切にしてほしい、そのことをお聞きします。いかがですか。

住民部（谷野 栄二部長）

もう一度お願いします。

12番（河野 隆子議員）

やはり住民の声をよく聞く。是枝議員の質問でもありましたように、大阪府の認可が下りなかったらこの計画は進められないと、そういった答弁もありましたので、やはりこれは一旦立ち止まることもできます。なので、立ち止まって、住民としっかりと話し合うべ

きではないかというふうに思います。これを最後をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

お言葉ではございますけども、我々は許認可が取れるように事業は進めてまいりますので、取れなかったら当然その事業はできないわけですけども、その許可を取って、この事業が推進できるように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

随分、6月議会でも言いましたけども、岸和田市との合併問題のときに様々な住民の意見、そして考えがいろいろありました。で、資料というのはやはりその当時、合併を進めていた首長でありましたので、資料はやはり「合併しないと大変なことになるんだよ」と、そういった資料ばかりが出されてきた中で、民主団体がちゃんとそこら辺は調査をして、いろんなニュースも出して、そして住民にいろいろお知らせをして協議してきた。その中で住民投票が行われ、忠岡町が今存続しているというところです。

なので、やはりその当時、住民自治を大切にされていた、その先頭で頑張ってこられたのが杉原町長です。しかし、今現在、この住民自治を大事にしない、このような進め方をされるというのは非常に残念であるということをつけ加えて、次の質問に移ります。

防災対策についてお聞きをいたします。

気候変動の影響もあって、雨の降り方が極端化しています。降り始めていきなり的大雨、異常気象により線状降水帯が頻発するなど、大雨で河川の洪水が各地で被害をもたらしています。ただ、地震とは違って、風水害、台風などの接近はある程度予想ができます。3日前、それから3日前から1日前、その後は数時間ごとのタイムラインが有効的であると、そのように専門家からも言われておりますが、本町のみでなく、町全体だけでなく地域ごとのタイムラインが必要ではないかと思いますが、その計画が必要ではないか、どのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

台風等の風水害は、発生から被害が生じるまでには時間的な余裕があり、いつ誰が何をするのかを時系列に整理し、先を見越した対応により被害を最小限にとどめることを目的とする事前防災行動計画、いわゆるタイムラインについて本町では令和3年12月に策定し、今年の8月に上陸した台風7号においても職員の配備体制や避難所の開設などの災害対応で運用しているところでございます。

このタイムラインについては、町だけでなく各自治会においても時間軸に応じて計画的に対応することにより被害の最小化が期待できる非常に有効な計画であると思われることから、自治会連合会等の会合がある際にはコミュニティタイムラインの趣旨と策定についてお願いをしており、現在、高月北地区に対し、策定に当たっての協議、調整をしているところでございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今のお答えで、まずは高月北地区に対して策定の協議、調整をされているというところですが、地域ごとのタイムライン、非常に住んでる地域でいろいろと違ってくると思いますので、コミュニティタイムライン、これは大変重要かつ実践できるものではないかというふうに思います。やはり自治会単位であるようなことになるのかなというふうに思うんですけども、やはり専門家の意見というのが非常に大事だというふうに思いますので、役場との協議も重ねていただくと、あと専門家からのアドバイスですね、そういったことも必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

そのような専門家の話を聞ける場がありましたら、そういう意見も参考に策定していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

地域の防災機関や消防団ですね。あるいは民生委員、児童委員などの住民防災組織も加

わると、こういったことがやはり大事なんじゃないかなというふうに思うんです。そこでテーブルワークショップですね。これを数回重ねて、そしてタイムライン防災を、その中でいろいろと議論して、それぞれの役割を合意していくのが大事だというふうに思うんですが、もう一度答弁お願いできますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

タイムラインの策定にはいろんな手法があると思います。地域のご意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

次に2番の質問です。

避難指示が出た後、避難場所へ住民を安全に避難させる、これは非常に最優先だというふうに思うんです。もちろん財産も守っていかないとはいけませんけれども、やはり命を守る行動、これが一番だというふうに、誰もが言わなくてもそう思いますけれども、それで今年の6月の台風2号の影響によってかなり大雨が集中的に降ったというところで、牛滝川の水位が急に上昇したということで、高月北と、それから一部高月南ですかね。避難指示が出ました。そこで避難指示が出た後ですね、避難場所へ住民を安全に避難させるのが最優先ですけれども、避難指示を出した後、いろんな課題が見えてきたと思うんですね。出てきたと思うんです。そのことについてどういった課題があるというふうに町はお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町のハザードマップにおきまして、計画規模の降雨で浸水が想定される地域が高月北地区となっており、今年の6月、台風2号の影響による大雨の際にも牛滝川の水位が急激に上昇したため、高月北地区には避難指示を発令したところでございます。

避難に当たっては、ご自分で避難所まで避難していただくことになることから、避難経

路の確認や避難所までの距離感をつかんでいただくため、高月北地区では令和5年3月に徒歩での避難訓練も実施いただいたところでございます。

さきの台風2号の影響による大雨で、高月北地区の課題等はこれから検証してまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

高月北で行われたこの避難訓練、私も参加させていただきました。たくさんの方が、住民の方がやはりもう台風21号の、4年前でしたか、台風21号のあの被害を皆さん経験されておりますので、非常に今こういった台風については皆さん興味を持っておられるということがよく分かりました。

それで、その避難訓練において東忠岡小学校の体育館まで歩きました。お天気のいい日でありました。そこまでの距離が遠いのか近いのか、足の丈夫な方、そして年齢によっても感じ方が違うと思います。道路が大雨で浸水してきたら徒歩ではなかなか難しいというふうに思います。そこで、移動手段の確保が今後必要になってくるということも考えていけないんじゃないかなというふうに思います。

そこで、やはりタイムラインは地震と違って何日か前か分かっているし、時間ごとにも刻まれていくので、そのタイムラインも活用して、避難指示が出る前の高齢者等避難のタイミングですね。例えば民間事業者、バスやタクシー、いろいろ移動手段があると思うんですけども、そういったところと協定を結んでいってもらおうと、そういったことが今後大事になる、必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

高月北地区での避難訓練の際、私ども職員も東忠岡小学校まで同行しましたが、決して近い距離ではないと思っております。そういった中、危機管理課では災害発生が見込まれる際の避難所への移動手段について研究を始めたところでございます。例えばバスやタクシーの利用が考えられますが、それぞれメリット、デメリットがあり、検討を必要とすることから今後も継続して研究してまいりたいというふうに思っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

その先日の台風2号のときですかね、私も集会所のほうへ行きましたけど、ほとんど高月北の高齢者の方もお家で避難されていたようで、大雨が降ったときが、避難が一番なのかというと、垂直避難もございますのでね、それも有意義なのかなというふうに思います。ただ、やはり住宅が古いとか1階建てとか、そういった方は避難所まで行きたいという希望者の方もおられますので、ぜひその移動手段の確保とかは前向きに早急に検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。最後にご答弁をお願いして終わりたいと思います。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって質疑を終結します。公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

移動手段につきまして調査してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。本日最後の質問になりますので、よろしくお願ひいたします。

9月1日は防災の日の淵源となった関東大震災から、本年は100年という節目になりました。この100年の間でも大きな地震が起こっています。政府は今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が70%程度、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が70から80%の確率で発生すると推定しています。一人一人が地震大国に生きることを再確認し、防災に取り組む契機としていきたいと思ひますし、備蓄品を確保するなど、平時のうちに備えておくことが大切だと思ひます。住民の皆様もよろしくお願ひいたします。

では、不登校について質問させていただきます。

不登校の要因は人それぞれだと思いますが、不登校になりやすい子どもには、真面目だったり聞き分けのいい子だったりという特徴があると言われていています。こういう子たちはストレス対処がうまくできないことが多いため、学校に行かないという行動でストレス対処していると考えられています。不登校はある日いきなり起こるものではなく、不登校には段階があると言われていています。

公認心理士の方によれば、予備期、初期、本格期、安定期、登校刺激期、経過観察期があり、予備期は登校できていますが、何となく疲れた様子だったり習い事などに後ろ向きだったりする時期です。

次に初期。初期は登校できたりできなかつたりという五月雨登校状態になっていて、遅刻や早退も増え、生活リズムが乱れ始めている時期です。

本格期、安定期は、学校に行けてないということですが、違いとしては本格期は行きたくても行けないという葛藤が強い状態ですが、安定期になるとその葛藤がなくなっていくます。

登校刺激期、経過観察期は、子どもの状況を見ながら学校に行くことを子どもとともに考えたり再び不登校状態にならないよう再発防止に向けサポートしたりする時期ですと言われていています。

長い夏休みにおいて、1学期は普通に登校できていたけれど、2学期が始まり学校に行けなくなることもあります。

不登校の子どもたちは以前からもいたようですが、何名ぐらいいて、現在の状況、そしてその子どもたちへの取組をお答えください。

また、不登校の子どもにタブレットでの授業をしてほしいとの親御さんからの声もあります。1人1台の端末は不登校だけでなく、特別支援、病気療養、外国籍の多様な子どもたちの実情や特性に応じた、誰一人取り残されない、学びを保障する上でも活用していくことが必要と思いますが、お考えはいかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの不登校の人数でございますが、昨年度が小・中学校合わせて28名、年度途中ではございますが、今年度、1学期末までの30日以上の不登校者数は18名となっております。

各校では児童・生徒及び保護者の思いに寄り添いながら、家庭訪問や電話連絡を密に行うなど、学級担任を中心とした組織全体での取組、忠岡町小・中学校連携会議においても情報共有し、連携して支援に努めております。

また、専門的な見地から不登校の要因や背景を的確に把握するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携しております。併せて、忠岡町適応指導教室ソレイユでは、学校、保護者等と連携し、校長OBの指導員2名できめ細やかな指導支援を行っております。

不登校のお子さんに1人1台端末による授業を個別に実施することは、教員の負担等様々な課題があり、実施は困難でございますが、担任が定期的に家庭訪問をして教材を届けるなどの個別対応を現在も実施しております。

なお、ソレイユにおいては、調べ学習等の自学自習に端末を用いております。併せて、ウェブによる教材提供として全てのご家庭に、年度当初にIDとパスワードを配布し、ご家庭の端末でドリル教材を活用して自学自習ができるようにしております。

学校においては、支援学級在籍や外国籍の児童・生徒等についても、当然ながら1人1台端末を活用して教育活動を実施しております。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ちょっと授業のほうはなかなか厳しいという状況でしたが、またそれもやっていただきたいと思います。お子さんが不登校になっているご家庭でも、状況がそれぞれだと思います。その中で、家族の介護、以前にも質問させていただいたヤングケアラーの問題を抱えているご家庭はありますか。また、子どもさんが不登校になっている親御さんの中には、自分の育て方が悪かったとご自分を責めている方もいるようです。親御さんへの対応はどのようにされていますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねのヤングケアラーの問題を抱えている不登校のお子さんの実態については、各校において学期に1回実施する生活アンケートを不登校のお子さんにも配布し、実態把握を行っておりますが、3校ともありません。

なお、不登校の保護者への支援につきましては、担任等が定期的に家庭訪問を行うなど、子どもに対してだけでなく保護者との関係づくりにも注力しているところです。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して保護者の教育相談に対応しております。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただいているようですので、ありがたいと思います。

適応指導教室ソレイユは本当にありがたく思っていますが、何らかの理由で普通教室に入れない、教室に居づらい子どもたちが過ごせるような、教室とは別で登校支援室のような取組も考えていくことも大切だと思います。残念ながら休みの後に自殺が多くなる時期でもあります。最悪の事態を避けるためにも、無理をさせずに安心して過ごせる居場所をつくっていただけるよう、学校と親御さん、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、また周りの人たちが見守っていただける環境をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの登校支援室のような取組につきましては、今年度から府の事業を活用し、東忠岡小学校に府費の校内教育支援員を配置し、不登校支援に係る機能の充実を図っております。校内教育支援員が家庭訪問をして、登校を促す校内教育支援ルームで個別対応を行っております。中学校では校内適応指導教室を活用し、忠岡小学校では所属学級以外の教室を状況によっては活用する等、きめ細やかな指導支援に努めております。

議員お示しのおり長期休業後に登校状況等が変わるお子さんもおりますので、不登校のお子さんはもちろん、全てのお子さんの出欠状況等、実態把握に努めているところです。引き続き学校、保護者、ソレイユ、関係機関等と連携して、全ての子どもたちを見守っていただける環境づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどお願ひ申し上げます。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。先生方の現状も大変だと思いますが、大切な宝である子どもたちの心の声をしっかりと受け止めていただき、一人一人に寄り添っていただきたいと思います。

ます。よろしくお願いいたします。

続いて、带状疱疹について質問させていただきます。

私の周りでも带状疱疹にかかっている方が多くいらっしゃいます。その中には2年前に罹患し、その後も痛みやしびれが治らず苦しんでおられる方、痛くて寝られず病院を何軒も回った方もおられます。そういったお声を多くお聞きしています。高齢になっても誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけでなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと多くの方が願われているのではないのでしょうか。

带状疱疹は多くの方が、子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうは一度かかり治った後も、実はウイルスは体の中の神経節に潜伏していて、加齢による免疫力の低下や過労、ストレスが引き金となってウイルスが再び活性化して発症することがあり、それが带状疱疹と呼ばれるものです。

带状疱疹は50歳代から発症率が高くなり、80歳までに30人に1人が発症すると言われ、治療が長引くケースや後遺症で痛みが出るケースがあります。発症予防にはワクチンが有効とされていますが、接種費用が不活化ワクチンでは1回2万2,000円程度と高額であることが課題です。带状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、带状疱疹が現れず、部位によって顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じることもあります。その後遺症の予防につながるとされているワクチン接種費用の助成措置をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

带状疱疹ワクチン接種を行うことにより、病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、予防接種の意義は大きいと認識しているところではございますが、接種費用の助成には至っていないところですので、よろしくお願ひします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

昨年3月議会でも申し上げましたが、带状疱疹ワクチンの助成ですが、今年に入り多くの自治体でも取り入れ始めていますし、検討を始めている自治体も増えています。医師に

よると帯状疱疹は他の人に帯状疱疹としてうつることはないようですが、帯状疱疹の患者さんから水疱瘡にかかったことのない乳幼児などには、水疱瘡としてうつる場合もあるそうです。忠岡町でも高齢者の方々の健康を守るため、また予防することで医療費の削減にもつながっていくのではないのでしょうか。その意味からも帯状疱疹ワクチン接種費用の助成措置をしていくべきだと思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

帯状疱疹ワクチンは一定の効果はあるものの、接種後の注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感などの副反応が出る場合もあるとされております。現在は予防接種法に基づき国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種となっております。

国におきましては任意接種のワクチンのうち優先度の高いものについて順次定期接種化を行っており、自治体の予防接種における財政的負担は増加しております。今後も増えていく予防接種を公費で負担し、推奨していくためには、予防接種法に基づき実施すべき定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視し対応してまいります。当然実施すべき定期予防接種に位置づけられた場合におきましては、公費負担が必要であると考えておりますが、現段階におきましては接種費用の助成については難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

大阪府ではまだまだ取り入れているというところが厳しい状況ですが、東京都などは多くの自治体でもう取り入れています。ぜひともよろしくお願いします。

補聴器購入について質問させていただきます。

高齢になると多くの方が耳の老化によって聞こえが悪くなり、高い音や人が話す言葉の聞き取りが難しいということが起こります。加齢性難聴が進行すると自信喪失やうつを引き起こすきっかけとなる場合があると言われております。高齢者の生活維持、認知症やフレイル予防、健康寿命延伸のためにも高額である補聴器購入費用の助成措置をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

高齢者の難聴は認知症の危険因子の1つとされており、聞こえづらさから周囲との関わりを避けることで社会からの孤立や生活の質の低下による心身の機能低下を初め人の刺激や脳に伝わる情報が少なくなることで脳の萎縮や神経細胞が弱まり、認知症につながると考えられています。

日常生活での聞こえづらさを補うためには補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、その効果には個人差があるとされているところでございます。

現在、国において補聴器の使用による認知機能低下への予防効果に関する研究が行われており、予防効果の検証も途上であること、また町内の65歳以上の人口が7月末現在で4,687人で、加齢性難聴の対象者も相当数に上ると推定されますが、補助を行うには長期間の財政負担を考慮する必要があります。

引き続き国・府、近隣の市町村の動向や補助を実施している自治体の補助実施効果を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

補聴器の購入費用の助成だけでなく、持っている方でもうまく使うことができず、外しているほうが多い方もいらっしゃいます。そういう方にも補聴器を安心して使い続けることができる制度や難聴の早期発見に向けた取組をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

難聴は、加齢性難聴を初め伝音性難聴など数種類があり、治療で改善される場合もございます。聞こえにくさを感じたときは、まず耳鼻咽喉科を受診いただき、治療や補聴器が必要な状況であるか、効果があるかの診断を受けることが重要と考えますが、自身では気づきにくい場合もございますので、難聴の予防や早期発見の大切さについて啓発してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

高齢になってもこれからさらによりよく生きていくためにも、啓発や健康診断等のときにも聴力検査や状況を聞いてあげることも大切だと思います。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次の会議は明日、9月8日午前10時から開きます。本日は大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

（「午後4時19分」散会）